
令和8年 第128回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第4日）

令和8年3月16日（月曜日）

議事日程（第4号）

令和8年3月16日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 追加日程第1 報告第1号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 追加日程第2 第39号議案 神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 追加日程第3 第40号議案 神河町公の施設（峰山高原スキー場）の指定管理者指定の件
第41号議案 神河町公の施設（峰山高原ホテルリラクシア）の指定管理者指定の件
- 追加日程第4 第42号議案 令和7年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第5号）
-

出席議員（11名）

1番 小島義次	7番 松岡宣彦
2番 木村秀幸	8番 藤森正晴
3番 小寺俊輔	9番 藤原資広
4番 廣納良幸	11番 栗原廣哉
5番 安部重助	12番 澤田俊一
6番 吉岡嘉宏	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 高内教男 主査 鵜野雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長	山名宗悟	建設課長	藤原寿一
副町長	前田義人	地籍課長	中野友純
教育長	中野憲二	上下水道課長	谷総和人
総務課長	平岡万寿夫	健康福祉課長	藤原栄太
税務課長	中島宏之	健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
住民生活課長	井出博		木村弘美
住民生活課参事兼防災特命参事		会計管理者兼会計課長	
	藤原一宏		北川由美
農林政策課長	前川穂積	町参事兼事務長	高階正三
農林政策課参事兼山・川・田園再生特命参事		病院総務課長兼施設課長	
	岩田勲		井上淳一朗
ひと・まち・みらい課長		教育課長兼給食センター所長	
	石橋啓明		児島浩司
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事			
	高橋吉治		

午前9時30分開議

○議長（澤田 俊一君） 皆さん、おはようございます。

会議を再開します。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達していますので、第128回神河町議会定例会の第4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、黒田総務課財政特命参事兼病院改革推進室長より、親族に御不幸があったため欠席届が提出されておりますので、御報告申し上げます。

それでは、日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（澤田 俊一君） 日程第1、一般質問であります。町の一般事務について質問の通告を受けておりますので、ここで順次許可します。

なお、議会運営基準第91条及び第91条の2の規定により、質問は一要旨一問ごとに行い、質問方式は一問一答で行うこととしています。

議員1人につき、質問、答弁合わせて60分以内となっています。

終了10分前と5分前にはブザーを鳴らし、60分を過ぎると質問中、答弁中にかかわらずブザーによりお知らせし、議長により発言を止めます。

議会基本条例第12条第1項においても、会議における議員の質問は、町政上の論点

及び争点を明確にするために一問一答方式でこれを行うと定めています。

同条第2項では、質問の要旨及び論点を明確にするためのものに限り、町長等は、議長の許可を得て議員の質問に対して反問することができると議員に反問できることを認めています。

また、同条第3項では、議員及び町長等は、限られた時間内で効率的に論議を深めるための心構えとして、発言に当たって要旨を簡潔に述べるよう努め、いたずらに時間を費やすことは慎まなければならないと定めています。

いずれも会議の活性化を図るためのものですので、念のためここで申し上げておきます。

それでは、通告順に従いまして、2番、木村秀幸議員を指名します。

2番、木村秀幸議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村秀幸です。改めまして、皆さん、おはようございます。議長より発言の許可を得ましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。早いもので、私が町議会議員として活動させていただき4年がたとうとしております。この間、多くの町民の皆様から様々な声を聞き、その声を町政に届けるという思いで取り組んでまいりました。本日は、町民の皆様から寄せられた声や、これからの神河町にとって重要であると考えるところについて質問させていただきます。前向きな御答弁をよろしくお願い申し上げます。

早速1問目に入ります。神河町お試し暮らし体験制度の導入の考えはありますか。

全国的に人口減少が進む中、移住希望者は増加傾向にあります。しかし、神河町の現状としては、移住された方が地域になじめない、思っていた田舎暮らしとは違った等の理由から転出される方がいます。また、神河町へ移住を考えても、いきなり移住は不安、地域になじめるか不安、仕事が見つかるか分からない等の理由で決断に至らないケースが多くあります。

そのような中、今、短期滞在型・お試し移住制度が注目されており、先進的な取組を徳島県三好市や北海道森町、長野県伊那市等がされています。長野県伊那市では、移住体験によって若者世代が移住し、人口減少に歯止めがかかっているとのことでした。

神河町は、自然が豊か、空き家が点在している、姫路市や神戸市まで1時間圏内、子育て支援も頑張っているなど、とても魅力的で可能性や伸び代が非常にあると思います。ただ、移住促進の取組としては、体験ツアー等はされていますが、暮らし体験が整備されていないのが課題です。

ここで質問いたします。①町として、短期滞在型の移住体験制度を創設する考えはあるか、お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。

それでは、木村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

短期滞在型の移住体験制度につきましては、移住を検討されている方が地域の暮らしや雰囲気を実際に体験することができる有効な取組であり、町としてもその必要性は高いものと認識をしております。現在、専用施設の確保には至っておりませんが、今後、短期滞在型の移住体験施設の確保に向けて取組を行い、移住体験の機会を創出していきたいと考えております。

令和8年度一般会計予算提案説明の所信表明においても町長が申し上げましたとおり、神河町の最大の政策課題は、人口減少を克服し、持続可能なまちを実現することであり、そのためには、若い世代をはじめ、多くの方が住み続けたい、移り住みたいと思えるまちづくりを進めていくことが重要であります。

その取組の一つとして、移住定住の推進を進めてきたところで、移住定住施策につきましては、平成27年度に策定した第1期地域創生総合戦略に位置づけて以来、取組を行っており、令和2年度には一般社団法人かみかわ移住定住サポートセンターを専門的な法人として設置をさせていただき、空き家バンクの運営や移住相談、それから移住後の生活相談など、戦略的に事業を展開してきました。その結果、平成28年度から令和6年度末までの9年間で、シングルマザー移住支援事業や空き家バンク等を通じて91世帯222人の移住につながっております。また、これまでの取組の中では、令和2年まで長谷地区のカクレ畑クラインガルテンの1棟をお借りしまして、短期滞在型の無料宿泊施設として町内体験の拠点に活用してございましたが、現在は設置ができてないというふうな状況でございます。

移住相談の中には、短期間でも町内を見て回りたいが、宿泊費の負担が難しいと、そういった声もありまして、こうしたニーズに対応するため、令和7年度には体験施設として活用できる空き家の確保に向け、空き家の利活用で連携協定を締結しております株式会社AlbaLinkと共に物件の確保に取り組んできましたが、適当な物件の確保に至っておりません。令和8年度におきましても引き続き予算を計上しており、短期滞在型の移住体験施設の確保に向けて取組を進めてまいります。

以上、木村議員の御質問への回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。結構前向きな回答やと思うんです。もしこれが実現されるのであれば、滞在期間は何日ぐらいと考えておられますか。お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。先ほども申し上げましたとおり、以前にも設置した分でいいますと、もう本当に1泊2日の短期の分から最大1週間というふうなところがこれまでの取組というふうな形にしてございましたけれども、できるだけ体験ができるようにというふうなところで、基本的にまだいつまでというふうな期限は決めておりませんが、少し長めの滞在期間と

いうふうなところを設けていきたいなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。やっぱり長ければ長いほどということもあれですけど、1か月、2か月はちょっと長いと思うんですけど、やっぱり2週間ぐらいとかを検討していただきたいです。

2番目に移ります。空き家を活用して体験住宅として整備することは可能か、お聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。それでは、木村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、空き家を活用した体験住宅の整備につきましては、事業者、株式会社AlbaLinkですけれども、連携して進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。もしするのであれば、エリア、言ったら1か所とかじゃなく、多分2か所、3か所になってくると思うんですけど、どのエリアを検討されているのか、お聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。まずは、町が考えておるといふふうなところにつきましては、やはり交通の便というふうなところも含めて中心部のところ辺により近いところを考えさせていただきたいというふうに思います。また、これは参考例というふうなことになるんですけども、越知谷自治協議会のほうでは体験の移住から定住につなげたというふうな実績もございます。できましたら、そういった部分ですね、各地区の方のほうにもお願ひをさせていただいて、越知谷の協議会を先頭に、そういった事例というふうなところを踏まえて取組をしていただきたい、取組を促進したいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。ありがとうございます。町で空き家を買うとかは多分無理やと思うんですけど、借りることはできると思うんです。ちょっとでも早く移住したい、移住体験したいという方を待つためにも、やっぱりそういう早めの取組をお願いしたいのですが、いつからできそうかなという回答はありますか。お願ひします。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。いつからというふうなところなんですけれども、もうできるだけ早くというふうなとこ

ろで、基本的には、先ほども申し上げましたとおり、事業者さんとの連携というふうなところで空き家を活用したというふうなところになります。木村議員もおっしゃっていただいたとおり、空き家というふうなところの賃貸住宅、それから、あったとしても、やはり住めるようにするまでの費用、それから時間というふうなところが必要になってまいります。今現在、町としてそういった改修というふうなところの費用がなかなか捻出できないというふうなところもありますので、事業者様と連携をしてというふうな取組ということになっております。できる限り、その事業者様との話し合いというふうなところを含めて早急に対応はしていきたいというふうに考えております。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。よろしくお願いします。

3番目に移ります。子育て世帯向けのプランとして、学校見学や体験通学、体験通園は可能か、お聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。それでは、木村議員の御質問にお答えいたします。

学校見学につきましては、転入される方や転入を検討される方などが事前に学校に来られたり、話を聞きに来られるということはこれまでもありましたので、可能であるというふうに考えます。また、学校見学につきましては、各校ともにオープンスクールなども実施しており、そのような機会を捉えて見ていただくことも可能であるというふうに考えます。

ただ、体験通学、体験通園の場合は、短期間であったとしても当該校園の園児、児童、生徒の授業活動への影響や、通学途上の安全面、教育活動参加中の不慮のことへの対応などの課題があることなどが予測されます。在籍校からの情報や調整も踏まえて、希望があった場合には検討を行う必要があるというふうに考えます。

以上、木村議員の御質問への回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。最後のほうに、希望があった場合には検討となっておりますけど、やっぱり希望があってからでは遅いと思うんです。だから希望があったときのために早めの検討をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。小学校、中学校における体験通学となりますと、教育課程上の授業の進度であったり、教科書が同じであるか等の問題があります。もしその対象児童が例えば神河町の小学校、中学校に体験通学したとしても、全く授業が違う進度であれば、それは分からない授業となってしまいますので、そういうところの課題などをしっかりと検証しながら受入れ可能かということについて検討していきたいというふうに考えます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村秀幸議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。早めの受入れ体制をお願いします。

移住には勇気が必要です。だからこそ、いきなり移住ではなく、まず体験から始められる神河町にすべきだと思います。関係人口を増やし、未来の定住者を育てる取組をぜひ神河町で実現していただきたいと思います。行政の前向きな答弁をよろしくをお願いします。町長、いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 木村議員の御質問にお答えさせていただきます。

一番最初にひと・まち・みらい課長の答弁でもございましたが、私の所信表明の中で、神河町の最大の課題は人口減少を克服し、持続可能な神河町をつくっていくことにございます。したがって、そのためには若い世代の方々が町に住み続けられる、そしてまた、神河町以外からも神河町に魅力を感じていただいて移住していただく、そういった環境整備をしなければいけないというふうに考えております。その考えに基づいて、これからもこの挑戦をしていく、それこそ「突き抜けよう！かみかわ」という精神でもって全力で取り組んでまいる決意でございます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。ぜひお願いします。

2番目に移ります。野焼きの対策について問います。

晴天で風がない日に野焼きをよく見かけますが、野焼きが原因と見られる火災が発生し、住宅を全焼するという重大な事案が起きました。近年、野焼きによる消防団の出動も少なくありません。野焼きは、廃棄物処理法により原則禁止されています。しかし、農業や習慣的行為を理由に、今なお行われているのが現状であります。当町は山林が多く、乾燥時期に一度出火すれば延焼リスクが極めて高い地域です。

ここで質問いたします。①神河町における野焼きに関する指導件数及び苦情件数は直近3年間で何件か、お聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） それでは、木村議員の御質問にお答えをいたします。

野焼きに関する通報があった場合でございますけども、速やかに現地に向かい、行為が確認された場合は必要な指導を行っております。

なお、事実関係を確認できない事例や誤認による通報などもあることから、個別対応として処理しておりまして、苦情・指導件数としての整理は行っておりません。

以上、木村議員の御質問への回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。それでは、2番目に移ります。野焼きが原因の火事は何件あったか、お聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） それでは、木村議員の御質問にお答えをいたします。

野焼きが原因の火災件数でございますけども、令和5年度が1件、令和6年度が2件、令和7年度、現在まででございますけども、4件でございます。

以上、木村議員の御質問への回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。今聞いていても、やっぱり年々増えていってると思うんです。僕も消防団に所属しているんですけど、やっぱりほんまに年々増えていってるんで、これ何でこんなに増えていっているのか、お聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 火災の発生件数、何で年々増えていってるかという御質問でございますけども、これにつきましては、苦情等電話があった場合には、その都度広報もしておりますし、基本的には現地確認、先ほど申し上げましたように現地での確認、それから指導も行っておりますけども、なかなか住民の皆さんの間に野焼きは原則禁止というようなことよりも、まず例外的に認められているという部分の言葉のほうが重点的に置かれているのかなというふうに感じてるところでございます。野焼きにつきましては原則禁止ということ全面的に出して、やってはいけないよということこれから啓発していきたい、周知していきたいというふうに考えております。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。やっぱり一人でも知らない方がおられないように周知徹底をよろしくお願いします。

3番目に移ります。事前届出制度の導入をすべきではないか、お聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） それでは、木村議員の御質問にお答えをいたします。

野焼きにつきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により原則として禁止をされております。このため、町が独自に事前届出制度を設けることはできないものと考えております。例外的にとんど焼きなど、風俗慣習上や宗教上の行事、農業等を営むためのやむを得ないもの、例えば病害虫の駆除のためのあぜ焼きなどは認められておりますけども、これも生活環境の保全に支障がある場合は認められておりません。現在、姫路市火災予防条例により、先ほど申し上げましたような例外的に認める場合で火災と紛らわしい煙、または火災を発するおそれのある行為については届出が必要となっておりますが、これは野焼きを許可するものではなく、消防隊の不要な出動を防ぐためのものとなっております。

以上、木村議員の御質問への回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。そういう届出いうか、そういう情報は消防団にも入ってきているのか。僕も消防団に所属しておりますが、一回もそういう情報、言うたら来週ここで野焼きされるよっていう情報は一切入ったことがないんですけど、お聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） それでは、木村議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど申しあげました姫路市火災予防条例に基づく届出の件でございますけども、届出につきましては、各、多いのが区長さん、それから営農組織さん、または宗教法人さん等から入ってくる場合が主なものでございますけども、これにつきましては、役場に直接届出がございまして、そのまま中播消防署のほうに報告しているのみでございまして、地元の消防団等への報告等は行ってはございません。

以上、木村議員の御質問への回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。4番目に移ります。乾燥注意報発令時の野焼き禁止処置はできないか、お聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） それでは、木村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほども申しあげましたとおり、野焼きにつきましては、原則として禁止をされております。また、法に基づく規制であることから、町が独自に禁止措置を定めることはできないものと考えております。

ただし、例外的に認められる場合であっても、火災リスクが非常に高いという議員御指摘の観点からお答えをさせていただきます。

消防庁では、令和7年の大船渡市などでの大規模林野火災を踏まえ、林野火災注意報や警報を創設し、全国の市町村に対し的確な発令などの運用を呼びかけております。これを受け姫路市消防局のある姫路市では火災予防条例の改正が予定をされており、火災警報の発令中における火の使用制限に加え、火災予防上危険な気象状況となった場合に林野火災警報を発令する仕組みが検討されております。

林野火災警報の発令指標でございますけども、前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下かつ前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下で、連続して3日間以上乾燥注意報が発表されている場合とされております。この注意報が発令された場合には、山林や原野での火入れ、屋外での花火、たき火などについて、住民に対し火の使用制限の努力義務を求めるものとされております。

当町におきましては、姫路市消防局に消防業務を委託しており、姫路市の火災予防条例及び関係規則の適用を受けることから、これらの運用とも連動しながら、防災行政無線や町ホームページなどを活用し、乾燥時期における火気の手配について住民への周知・啓発を行い、火災予防の徹底に努めてまいりたいと考えております。

以上、木村議員の御質問への回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。ありがとうございます。

5番目に移ります。野焼きをしてよい日を町で決められないか、お聞かせください。お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） それでは、木村議員の御質問にお答えをいたします。

先ほども申し上げましたとおり、野焼きにつきましては原則として禁止をされております。また、法に基づく規制であるということから、町が特定の日を定めて野焼きを認めることはできないものと考えております。

以上、木村議員の御質問への回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。まとめみたいになるんですけど、私の提案は、身勝手な野焼きを減らし、必要な場合に限り安全に行ってもらい、そして住民の生活と健康を守りながら農家の困り事も同時に解決する、そうした調整型の行政の役割を実現していただきたいという願いからの提案です。当町が住民にとっても農家さんにとっても安心して暮らせる地域となるよう、行政の前向きな答弁をお願いします。町長、お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 野焼きについては、先ほど担当参事が申し上げたとおりでございます。その考え方ということ、また、法律に基づいて対応しているということでございますので、法律の中でしっかりと火災につながらないようにまず行政がやることは、野焼きについての原則禁止であるということ、そして、例外で認められているものは何なのかというところをしっかりと情報として啓発をするということが重要であるというふうに考えておりますし、ただ、それだけではなしに、神河町消防団においても全国火災予防運動に合わせた防火パレードもしていただいておりますし、また、3月とか乾燥注意報が出るようなこういった時期については、必ず防災無線を通じて啓発もさせていただいております。その積み重ねでしかないというふうに考えておまして、また、区長会を通じてというふうなところでの啓発もさせていただくことを徹底していきたいと考えております。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。ありがとうございます。

これちょっと伝え忘れとったんですけど、やっぱり野焼きをされる方の周りの住民さんの方から苦情が入ったりします。ひどいときは朝4時からもう野焼きをされて、しかも夏場に、煙が入ってそれで起きてしまうっていう方もおられます。野焼きをする方は迷惑かけんことと思って朝にしたんかもしれないですけど、それが逆に迷惑がかかっていることで、やっぱり飛び火して火災になったりっていうおそれがあるんで、そこも、ほんまに火災を起こそうとしよんじじゃないと思うんです、農家さんとかその野焼きをされている方は。そのためにも、野焼きはされるっていう情報をちゃんと消防団に入るように、消防団としてもやっぱり火事を起こしたくないんで、その現場に1分でも早く着きたいと思っている気持ちがあるので、よろしくお願いします。

それでは、3番目に移らせていただきます。いじめ対策を問います。

近年、全国各地で中学生や高校生によるいじめや暴行の様子がSNSで拡散され、逮捕者が出る事案も発生しています。いじめは、被害者の心と人生に深い傷を残す重大な人権侵害であり、早期発見、早期対応、再発防止が何より重要です。神河町においても、いじめは絶対に許さないという明確な姿勢を示し、小学生や中学生が安心して学校生活を送れる環境づくりが求められます。

ここで質問いたします。①神河町におけるいじめの件数は直近3年で何件か、お聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。それでは、木村議員の御質問にお答えしたいというふうに思います。

まず、国におけるいじめの定義等について少し御説明をさせていただいた上でお答えをさせていただきます。

いじめについて国では、法律で一定の人間関係にある児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとしております。県の資料に示されているものでは、例えば背が高くていいねと褒めた場合も、言われた相手が嫌な思いをしたとなれば、いじめに該当しますとされています。また、けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、当事者となった児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要であるとされており、これを踏まえながら各学校では対応し、児童生徒だけでなくその保護者にも説明、理解が得られるように努めております。

このことを前提に、木村議員の御質問にお答えしたいというふうに思います。

神河町での直近3年間のいじめの件数につきましては、令和5年度では小学校23件、中学校は5件、令和6年度では小学校では16件、中学校では4件、令和7年度、2月末現在でございますけども、小学校では17件、中学校では3件ございました。

以上、木村議員の御質問への回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。神河町、ちっちゃな町ですけど、やっぱりこうやっていじめの件数が多いかなとは思うんですけど、いじめの内容、言うたら暴力や物を隠されたり、壊されたり等はどれぐらいの件数があるのか、お聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。いじめの内容ということについてのお尋ねかというふうに思います。件数は、今、詳細な件数は持っておりませんが、近年の傾向としましては、SNSを介してのいじめ、いわゆるSNSのグループ外しであったり、インターネットゲーム上でのトラブル、ゲーム上でのけんかが翌日登校したときに、現実的にそれが対面、面と向かったときに、いじめ行動に移るであったりというようなことが近年の傾向としては見られます。また、一方では、以前から、従来からありましたような仲間外れ、仲間外しであったり、物を隠すというようなことも見受けられます。

また、いじめではございませんけども、少しやはりからかいなどが発展して、暴力ではございませんけども、少し手が出てしまうような報告も聞いておりますが、近年の傾向としましては、SNSであったり、インターネット上のゲームというところは少し特徴的にというふうに捉えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。教育課から出ている表では、たたかれたり蹴られたりっていうのが神河中学校6という数字が上がっています、令和6年度では。手が出るイコール、僕らも昔そういうのはあったと思うんですけど、でも、本人がたたかれた、蹴られたりっていうことを思っているのであれば、それはからかいじゃないんやでと、相手は傷ついとんやでと、やっぱりそういうのを分かってもらうためにも教育というのが必要かなと思うんです。

次の質問に入ります。いじめの実態をどのように把握しているのか、お聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） それでは、木村議員の御質問にお答えしたいというふうに思います。

神河町におけるいじめの対応につきましては、県の調査分類に当てはめると、過去3年間では、冷やかしやからかい、嫌なことを言われるといったものが最も多く、次いで、遊ぶふりをしてたたかれるであったり、仲間外れや集団による無視であったり、嫌なことをされるなどが見られます。いじめの実態把握につきましては、日々の学校生活での状況の把握に加えて、児童生徒への学校生活アンケートであったり、教育相談などの機会を捉えて把握するように努めております。また、保護者などからの訴えにより把

握する場合もございます。

以上、木村議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。嫌なことを言われるという、僕もSNSでこれ知ったんですけど、海外の親の教育でこういうふうなことがありますよっていうのが僕のほうに流れてきたんですけど、言葉の暴力、言葉は武器になるっていうので、真っさらな紙を目の前にして子供に悪口を言いなさいと言います。ほなら、ばか、あほかで、それで、くしゃくしゃとなります。最後に謝らせるんです。謝らせたら伸ばすんですけど、真っさらな紙、くしゃくしゃなままなんですよね。やっぱり心も見えへんかもしれんけど、傷ついとると。そういう教育を、その動画では幼稚園の子に教えておられました。やっぱりそういう教育も大事なんかなと。僕もSNSで知ったのがもうちょっと早かったらなと思ったんですけど、そういう教育というのは神河町で行う予定とありますか。お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。今、議員がおっしゃっていただいたような具体的な件については承知しておりませんが、神河町につきましては町立幼稚園も持っております。幼児教育の場面から、相手が嫌がることはやめましょうと、もし起きたときには、自分がされたらどんな気持ちになりますかということなどを考えさせるような教育をしております。このことにつきましては、幼稚園、小学校、中学校一貫して行っておりますので、やはり相手の気持ちになって考える場面をしっかりとつくって、二度と起こらないような教育のほうを推進していきたいというふうに考えます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。ぜひお願いします。

3番目に移ります。いじめの早期発見、未然防止の取組としてどのようなことをしているか、お聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） それでは、木村議員の御質問にお答えいたします。

いじめの早期発見、未然防止は大変重要であるというふうに認識しており、これは教職員全員が意識しているところでございます。学校におきましては、担任を中心に一人一人に声をかけたり、表情などから児童生徒の様子を把握することを行っていただいております。また、例えば中学校では、学期に1度タブレットを活用して学校生活アンケートを行い、今あなたはいじめられていますかであったり、あなたの周りにいじめを受けている人はいますかなどの質問の回答から把握を行うことと併せて、1学期、2学期は生徒全員に個人面談を実施し、3学期にも希望者は個人面談を行う機会も設けていま

す。

また、小学校におきましても、生活アンケートや相談週間の機会を設け、早期発見の機会としております。ただ、小学校の場合につきましては、学齢や年齢によっては自分で表現しにくいことや無自覚であることもあり、教員の観察や情報共有、保護者からの情報提供も大切であるというふうに考えております。このように、児童生徒の悩みなどを定期的に聞く機会を設け、いじめが起きていることや、その前段にある人間関係の悩みやトラブルということも把握するような機会を設定していただいております。未然防止、早期発見の取組としております。

以上、木村議員の御質問への回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。1学期、2学期は生徒全員に対し個人面談を実施しております。これやったら、次は誰々やで次は誰々やで、言うたら全員対象なんであれですけど、これ3学期にも希望者は個人面談を行うと書いてありますけど、言うたらその子が先生と個人面談していたら、あっ、あの子、何か言うとなかなっていう周りの目を気にする生徒もいるんじゃないかなと思うんですけど、これはどのような感じで個人面談を行っているのか、お聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。もちろん生徒がそういうことを周りの生徒、友達に見られたくない、知られたくないということもあると思いますので、そういうところにつきましては個別に、生徒は担任にお願いをしたり申し出たりということで、別室で対応することも行っております。また、学校につきましては、担任だけではなく、スクールカウンセラーであったり養護教諭なども在籍しておりますので、もし担任に言いにくいような、相談しにくいようなことがあっても、ほかの教員であったりスクールカウンセラーに相談できる体制を整えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。相談できる環境、僕も中学校とか高校のときとか、やっぱり自分からは大人に言い出しにくいときもありました。だから、これ言い出しやすい環境というか、言うたら聞き出す能力が必要になってくるかなと思うんですけど、やっぱりいじめをしたくてしとる子とかが周りにおるんじゃないかと、次は自分が標的になるかもしれないからいるっていう子もおると思うんです。だから、その子らの情報提供ってとても大事やと思うんです。だから一日でも早くそういう情報提供がしてもらえような環境づくりを整えていただきたいと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。本当に今、議員がおっしゃられるとおりかなというふうに思います。もしいじめを受けている場合

については、やはり言いにくい場面などもございます。そういうこともありますので、先ほどの回答でもありましたけども、タブレットを使っての質問内容で、あなたの周りにいじめを受けている人はいますかという項目を設けております。これは、自分発信ではなく、周囲から見て、やはりこの友達には少し何かあるのかなというようなことを報告といたしますか、言っていただくような機会の質問項目でありますので、もちろん自分が言いにくい場合については、クラスの友達、仲間からの情報提供などもいただくような仕組みというふうにしております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。よろしくお願いします。

4番目に移ります。SNS投稿で見かけるいじめは、生徒だけが出入りするトイレや部室等で行われているが、当町では教師がトイレや部屋の見回り等をされているか、お聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） それでは、木村議員の御質問にお答えしたいというふうに思います。

トイレや部室につきましては、密室になりやすい場所でもあります。神河中学校では、休み時間であっても教職員が生徒用トイレのある廊下に立つなど、生徒間のトラブルが起きないように見守りを行っております。生徒は教職員が近くにいる状況の中でトイレを利用しており、一定の抑止効果につながっているものと考えております。また、部室につきましても、神河中学校の部室棟につきましては、テニスコートの隣にあり、部活動時にはテニス部の担当教諭、顧問が必ず近くにおります。このことから、部室を利用する際にも教職員が近くにいる状況となっており、同様に一定の抑止効果があるものと認識しております。

議員御指摘のとおり、他府県においてはそのような事例もあることから、どこでも起こり得ることとして、トイレや部室など密室になりやすい場所につきましては意識して見守りを続けるよう指導してまいります。

以上、木村議員の御質問への回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。生徒用トイレのある廊下に立つ、それは抑止効果になるかもしれないんですけど、そこのトイレを使ってくださいとは言いませんが、手を洗うだけでも、あっ、先生が入ってくる空間やなっているんで、やっぱり生徒も、そういうところでは絶対もうやめようとか、そういう抑止力、抑止効果にはなると思うんです。廊下に立たれとるだけやったら弱いかもしれないんですけど、もう少し強めの抑止効果になるようなことはできないんでしょうか、手を洗うとか。お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。今後、学校とも相談したいと思っておりますけれども、いじめだけでなく生徒間トラブルを防止するという観点で、本来であれば、担任教師であったり、教師は休み時間は職員室に帰って次の授業準備をするのが本来でございますけれども、生徒間トラブルであったり、もしいじめも含めてですけれども、そういうことの抑止効果のために、休み時間、先生は職員室に帰らずに廊下に立っていただいております。

もう少し強いことも検討する必要があるのかもしれませんが、本当にそういう意味でいいますと、先生方には大変な御無理であったりもお願いしております。10分の休み時間が終わって、すぐにまた授業ということですので、ただ、やはりそういうところもしっかりと配慮することによって児童生徒が過ごしやすい学校環境、学校生活を送るということも目的に行っておりますので、内容につきましては検討しながら、引き続きお願いしていきたいというふうに考えます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。前向きによろしく申し上げます。

5番目に移ります。加害者への対応や指導はどのようなことをされているか、お聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） それでは、木村議員の御質問にお答えさせていただきます。

いじめが起きたときの加害者への対応であります。加害の児童生徒と被害を受けた児童生徒の両者への聞き取りによって実態把握を行い、両者の話す内容が一致した段階で、校内において指導内容や保護者への連絡と併せて、該当者だけへの指導でとどめるのか、学級全体へ指導すべきか、学年や学校全体へ指導すべきかなどを検討した上で対応に当たっております。

対象の児童生徒は、悪いことを認識している場合や悪気なく行っている場合がありますが、いずれにしても被害者の気持ちになって考えさせるよう諭していただき、自分がされたら嫌な思いをするということを理解させるとともに、人が嫌がる言動は今後行わないよう指導を行っていただいております。また、保護者にも事実を伝え、場合によっては保護者同士が出会い、謝罪をされるようなケースもあります。

以上、木村議員の御質問への回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。6番目に移ります。加害者が出席停止等の処置をされることはあるか、お聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） それでは、木村議員の御質問にお答えさせていただきます。

神河町ではそのようなことはありませんでした。その上で、一般的にということでお答えさせていただきます。

公立小学校及び中学校における出席停止は、学校教育法において、学校が最大限の努力をもって指導を行ったにもかかわらず、性行不良であって、他の児童生徒の教育の妨げがあると認められる児童生徒があるときは、市町村教育委員会が、その保護者に対して児童生徒の出席停止を命ずることができるかとされているものです。この出席停止制度につきましては、本人への懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものでございます。

全国的には、小学校では、令和元年度は1件、令和2年度はゼロ件、令和3年度は1件、令和4年度は1件、令和5年度は3件、令和6年度はゼロ件となっており、また、中学校では、令和元年度は2件、令和2年度は4件、令和3年度は3件、令和4年度は4件、令和5年度では9件、令和6年度では12件となっております。実際には、暴力行為の場合、生徒間暴力、対教師暴力、器物破損などのケースだと認識しており、出席停止の期間につきましては、令和元年から令和6年度の間では、小学校では4日から6日の出席停止が2件、7日から13日が3件、21日以上出席停止が1件であり、中学校では、1日から3日間の出席停止が3件、4日から6日が13件、7日から13日が11件、14日から20日が2件、21日以上出席停止が5件でありました。

出席停止の基本的な要件は、性行不良であることと、他の児童生徒の教育の妨げがあると認められることの2つが示されております。性行不良の例としましては、他の児童生徒に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為、職員に傷害または心身の苦痛を与える行為、施設または設備を損壊する行為、授業その他教育活動の実施を妨げる行為が上げられ、それらの1つ、または2つ以上を繰り返し行うことが示されました。

さらに、適切な手続を踏みつつ運用されることが必要としており、実際に出席停止を命ずる際には保護者の意見を聴取することと、出席停止を告げるときには理由及び期間を記載した文書を交付しなければならないことを示しております。また、出席停止となった場合であっても、当該児童生徒への学習支援を行う必要があるとされております。これは加害の児童生徒であっても教育を受ける権利を保障する必要があるため、単にそのような措置を取るだけでなく、被害者児童生徒のケア、加害児童生徒への対応、そして学校全体への指導やケアが必要となることが考えられます。このように、出席停止は安易に命ずることができるものではなく、全国を見ても先ほど申し上げたような状況であるというふうに考えております。

なお、出席停止に至る前段階として、登校させて別室で学習させるなどの指導を行う例は聞いておりますが、その場合も教員は複数で対応する必要があるというふうに考え

ております。いずれにしても、そのようなことが起こらないようにする取組、未然防止、早期発見・早期対応が特に重要になってくるというふうに考えております。

以上、木村議員の御質問への回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。SNSとかいろんな情報を見たり聞いたりするんですけど、被害者が学校に行けない、加害者は通常どおり今までどおり学校に行く、それはおかしいんじゃないかっていう保護者の方の意見がとても多くありました。加害者が、やっぱりそういう処置を行われる、ああ、絶対にせんとこうっていう抑止のためにも、目に見えるように、こういうのをすれば出席停止になるとかをしていただきたいんです。被害者の子が学校に行けないとか、それはほんまにあってはならないことかなと思うので、そういうふうな考えは、何ていうかね、被害者の子が学校に行きやすいように、加害者の子が自宅でちょっと、したらあかんことをしたんやなっていうのを分からすためにも、そういう処置を神河町でもできるようにお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。例えば児童生徒が触法行為ですね、法に触れるような行為があった場合については、もちろん警察であったり対応になるかというふうに思いますが、先ほど申し上げましたように、出席停止の措置につきましては、一定の国の基準がございますので、簡単に市町教委として基準を設けたり適用するなどということは適当でないというふうに考えております。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。神河町の子供たちが安心して学び、学校生活を過ごせるようによろしくをお願いします。そして加害者には厳正に対応し、被害者を全力で守るという姿勢を町として明確に示すことが、いじめの抑止と早期対応につながると思います。町長並びに教育長の前向きな答弁をお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 中野教育長。

○教育長（中野 憲二君） 教育長でございます。いじめにつきましては、人としては決して許されないと、そのような行為というふうに認識しております。このいじめということにつきましては、人間ですので、社会性、社会性のある人間ということでございますので、トラブルということは発達段階によってはあり得るというふうに認識しております。子供たちへのそのトラブルへの対応ということにつきましては、小学校段階あるいは中学校段階の発達段階によって、その指導の仕方、あるいは認識のさせ方も違っていると、このように考えてるところでありまして、単に行為が起こった者への対症療法ということではなくて、それ以前の例えば教育活動におきます人間関係づくり、その前提になります学級づくり、学年づくりということが前提でありまして、それを通しての全ての教育活動でそのようなことを教育してるということが大切かなというふうに考えております。

なお、先ほど神河町でのいじめの認知件数ということにつきましてお話を課長のほうからさせていただきましたが、国におきましてはこのような指導がされています。いじめの認知件数が多い学校につきましては、いじめを初期段階から積極的に認知し、解消に向けた取組のスタートラインに立っているということで、肯定的に評価しているということでございます。逆に、いじめを認知しない学校では、いじめが放置される可能性が懸念されているということで、いじめが多いということは、それだけ教員のアンテナが高いと、こういうことで評価をする。なので、いじめが多いということで萎縮していじめの認知をむしろ抑制するということは決してあってはならないと、このような考え方の下でのいじめの認知件数でございますので、現在のところ神河町の幼稚園、小学校、中学校におきましては、そのようなことで十分に指導していただいているというふうに認識をしています。

ただ、その関係性におきましては、両方の保護者の御理解も必要ということございまして、加害ということについて御説明してもなかなか御理解をいただけないという状況もございますので、丁寧にお話をさせていただいた上で理解をし、学校だけでなく、教育委員会、町、県、国、社会全体でこのいじめ問題については取り組んでいくべき課題だというふうに認識をしています。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。よろしく申し上げます。

最後になりますが、この1期目の4年間、町民の皆様からいただいた多くの声、議会に届けることを心がけてまいりました。神河町にはまだまだ大きな可能性があります。人口減少や地域課題など様々な問題がありますが、知恵を出し合い、一歩ずつ前へ進んでいくことが大切だと考えております。これからも町民の皆様の声にしっかり耳を傾けながら神河町の未来のために取り組んでいくことを申し上げ、私の一般質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（澤田 俊一君） 以上で木村秀幸議員の一般質問は終わりました。

○議長（澤田 俊一君） ここで暫時休憩します。再開を10時55分とします。

午前10時29分休憩

午前10時55分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

次に、1番、小島義次議員を指名します。

1番、小島義次議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島でございます。今回は令和8年度の町政の所信についてお尋ねします。

第128回の神河町議会定例会の中で、町長は令和8年度の予算、諸議案の審議に併

せて町政の所信を表明されました。その中から幾つかの点についてお尋ねします。

まず初めに、最大の課題は、人口減少を克服して持続可能なまちの実現にありますということですが、これについては、私、全くそのとおりだと思います。

そして、人口が減少しても持続可能な神河町の土台をどのようにつくるかが課題として上げられていますが、これは私には非常に難しい問題ではないかと思っております。神河町の人口減少は、年齢別構成を見ましても、大変バランスの取れない内容で、特に生産年齢人口として20代から40代までの減少が大きく、60代以降の人口が大幅に増えている状況です。高齢者の生活を守りながら若い人たちの力を有効に生かしていく取組、また、町外からも働き手を集めて農林業の活性化を進めるなど、いろいろな手法はあると思います。その課題を解決するために町長がお考えになっている方向性はどのようなものか、お尋ねします。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小島議員の御質問にお答えします。

日本全体において、少子高齢化と人口減少は避けて通れない喫緊の課題でございます。国の推計では、2060年の総人口は約8,674万人とされておりまして、民間有志の専門家会議からは、安定的で成長力のある8,000万人国家を目指すべきとの提言もなされておりまして。

神河町におきましても、令和7年度に策定しました神河町第3期人口ビジョンにおいて、対策を講じない場合の2060年の推計人口は約3,900人まで減少する見込みとなっております。これに対し本町では、各種施策を戦略的に展開することで6,000人規模を維持することを目標として掲げております。たとえ人口が減少したとしても、神河町の変わらない風景を未来の世代へ確実に引き継ぐことは町の重要な責務であると考えております。こうした状況を踏まえまして、本町では2050神河将来ビジョンを理想の未来を示す羅針盤と位置づけて、第2次長期総合計画を骨格に、第3期地域創生総合戦略を軸としたまちづくりを推進しております。

第3期地域創生総合戦略では、以下4つの基本目標として設定をしております。1点目が「豊かな自然を活かし、安定したしごとを創造する」、2点目として「地域の魅力を高め、交流から関係、そして定住へとつなげる」、3つ目、「希望をもって結婚・出産・子育てできる社会を実現する」、そして最後の4つ目、「安心して過ごせる豊かな暮らしを実現する」でございます。目標1から3は人口減少の抑制に向けた攻めの戦略であり、目標4は人口減少社会への適応戦略として位置づけております。たとえ人口が6,000人規模となった場合でも、町民の皆様がこれまでと変わらず安心して暮らせる持続可能な地域社会を実現するため、今から備えるべき施策を講じてまいります。

具体的には、地域自治協議会の取組支援をはじめ、交通、医療、福祉などの生活環境の維持充実、さらにはデジタル技術の積極的な活用などを通じて、人口規模に応じた強靱な地域づくりを進めてまいります。コロナ禍以降、出生数の減少もあり人口減少は急

速に進んでいる状況ではありますが、第3期地域創生総合戦略を着実に推進し、世代交代を円滑に進めながら地域の力を結集をし、知恵を出し合い、神河町の豊かな自然や変わらない風景、地域に根づく暮らしを未来の世代へと引き継いでいくことが今を生きる私たちの責務であると考えております。

最後に、今年度新たに掲げましたキャッチフレーズ「突き抜けよう！かみかわ」の下、町民の皆様と共に知恵を出し合いながら、人口減少時代においても持続可能で活力ある神河町の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

以上、小島議員の質問への回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 小島でございます。どうもありがとうございます。私も、高齢化になりまして、いわゆるこれから先、人口減少が進んでいくということで非常に心配しております。その中にあっても、持続可能であるという方向をまたこれからも進めていっていただきたいと思っております。

では、次の2番に入ります。神河町の財政状況は大変厳しく、老朽化した公共施設は財政運営に大きな影響を及ぼしているため、縮充を進めることが重要だと言われております。私が聞いたところによりますと、縮充とは住民サービスの質を確保しながらコスト削減に向けて効率化を図ることだという説明でしたが、神河町での具体的な事例はあるのでしょうか。また、縮充を進めていく上で住民の方の納得や賛同についてはどう進めていかれるのか、お伺いします。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。それでは、小島議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、昨年実施しました若手・中堅職員による神河町みらい創造プロジェクトが取りまとめた公共施設の今後の在り方に関する意見書では、他市町の事例を参考に縮充のまちづくりを提言されています。縮充の考え方は人口規模の縮小を前提に、まちの将来の在り方を見据え、持続可能な神河町の土台を築いていこうとするものでございます。そのために、効率化の工夫により行政負担の軽減を図るとともに、住民の皆様の暮らしや思いを大切にしたいまちづくりを進めていこうとする考え方でございます。

公共施設の維持管理コストの削減については、公共施設等総合管理計画に基づき、適正に維持管理を通じたコスト削減を推進してまいります。特に建築物については、人口減少や少子高齢化の進行に見合った施設総量を維持することを基本とし、そのため建物の床面積の縮減を図っていくこととしております。これまでにも、学校施設の統廃合や重複する公共施設の整理・統合、廃止施設の利活用などについて、地域や住民の皆様の御意見や思いを大切にしながら取組を進めてきたところでございます。

最近の取組としましては、機能の一部を図書コミュニティ公園「桜空」へ統合した神崎公民館及び体育センターの廃止、解体。また、経営が困難となったグリーンエコー笠

形の運営の在り方を指定管理者制度から使用貸借等へ変更するなどを進めています。

公共施設における縮充は、単に施設を統合、廃止、縮小することを目的とするものではなく、適正で効率的な施設配置や規模の見直しを図りながら、利用機能を高め、それぞれの施設が本来の設置目的を十分に果たすことを目指すものでございます。人口減少が進む中、持続可能な神河町の土台を築き、次の世代へ引き継いでいくためには、公共施設の適正化が不可欠です。今後も縮充の考え方を基本に、地域や住民の皆様への丁寧な説明と議論を重ねながら、暮らしや地域の思いを大切にしながら縮充のまちづくりを進めてまいります。

以上、小島議員の質問への回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 小島です。どうもありがとうございます。大変難しい問題だと思うんですけども、今までもこの縮充に基づいた考え方で施策を進めてこられたと思うんですけども、その中で住民の方々に説明されたとき、やっぱり納得していただけるために何かいろいろ工夫がされてると思うんですけども、一つの例があれば教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。私は、このたびの図書コミュニティ公園「桜空」の建設に当たって、やはり地域の方と実行委員会、そういったものをつくって、そういった様々な意見を聞いてあの建物が完成したというふうに思っておるわけでございます。

また、総務課が進めております地域自治協議会もそうだというふうに思っておるんですね。あそこには、役場がこれしてくださいあれしてくださいと言うわけじゃなくて、地域の課題を皆さんで考えてください、その中で活動する資金が必要なんで、そこに町が資金を投入してるというふうなところで、今後は行政が考えて説明していくというわけではなくて、やはり共に考えていくと、住民参画のまちづくりというものを目指していくと、そこが私は縮充の一つだというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。その中でいろいろと話し合い、協議を重ねてこられたということですけども、私もある住民の方から一つの反対的な意見ですね、あの広い場所にああいうものを造るよりも、もっと会社をつくるとか、商業施設を造るとか、そのような方向があったんじゃないかというような意見も聞きましたけども、そういう言うたらあのコミュニティを造るということに対していわゆる反対的な意見があった場合、どのように説明されてるかなと思います。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 桜空に関しての御意見だったと思います。そういう意見も当初お聞きしております。そのときに、検討委員会を立ち上げておりましたので、検討委

員会の中でそういう意見がありますということでお話もしていく中で、やっぱり地域の方が、あそこに工業とか、そういう商業施設ですね、それから住宅施設、そういったものは欲しくないんだというふうなことを地域の方からお聞きしたので、そういう意見を尊重していったという流れであります。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。地域の方の意見を重要視しながら、大事にしながら進めていかれた。これは町政全体についてもそう言えると思うんですけども、これからも納得できるような方法で進めていただきたいと思います。

次、3つ目に移らせていただきます。町政運営の基本方針として、1つに安心安全のまちづくり、2つ目に住んでよかったと思えるまちづくり、3つ目に未来に希望が持てるまちづくりの3点が上げられています。神河町は小さな町ではありますが、これらは住民の方が充実した生活をしていくためにとても大切なことで、私も大いに賛同するものです。その中の安心安全のまちづくりで、避難所環境の整備が非常に大切だと言われています。小・中学校の体育館も避難所として利用されると思いますが、そこに冷暖房のエアコンの設置をぜひ進めていただきたいと思います。一度にはできないと思いますが、数年計画でできるところから順次設置できないものでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えいたします。

小・中学校の体育館への空調設備の設置につきましては、これまでも議会等においてその必要性についてお答えしてきたとおり、現在もその認識には変わっておりません。体育館は学校教育の場として、また、社会体育の場として町にとって重要な役割を担っているほか、災害時には避難所としての機能を有する施設であります。そのようなことから、近隣市町における導入状況であったり、導入コスト、ランニングコスト並びに電力・ガス等の動力源の選定理由についても情報収集を行い、導入に向けて準備を進めてまいりました。

当町におきましては、中学校1校、小学校3校の体育館を有しており、一度に全ての体育館への導入となると多額の予算を要するため、順次導入することが適切であるというふうに考えております。今後、中期的な町財政計画を踏まえて、早期に実施できるような計画的な導入年度の検討を図ってまいります。

以上、小島議員の御質問への回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 小島です。ありがとうございます。かなり大規模な予算も必要だと思いますので、一度にはできないということですね。町の財政状況から考えても厳しいものがあるということで、今後、数年にかけてということですけども、予想として何年ぐらいのスパン、10年かかるのか、20年かかるのかというような大まか

なところは何か想定されているでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。まず、導入するに当たって、初年度には実施設計をまとめる必要があるというふうに考えております。そして翌年度工事の実施ということで考えますと、1つの体育館に空調設備を導入するのに2か年かかるということです。ただし、工事をしながら次の体育館の設計なども考えます。これを4校順次導入していくと数年のうちということになりますけども、今の時点で4校全てに導入するか、それとも選択するべきなのかということも踏まえて、近年、近いうちに検討した上で導入することと考えますが、いずれにしても、導入については財政的な課題があります。もし財政的な課題がクリアするのであれば、全ての体育館といいますか、導入する体育館について10年もかからなく導入していきたいなという思いは持っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。いつ災害が起こるか分かりませんということで、災害が起こらないようには願っておりますけれども、その辺りですね、できるだけスムーズに進めていただけたらと思っております。

じゃあ、次の質問に入らせていただきます。防災備蓄品の充実促進を図っていくということがありますけれども、現在の防災備蓄品の格納場所や備蓄品の内容は住民の方に周知されているでしょうか。自分の住んでいる地域の中で備蓄品がどこにあるかが分かれば安心感もあると思います。また、充実促進として新たに予定されている備蓄品とはどういうものなんでしょうか、お伺いします。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課、藤原でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えをいたします。

まず、防災備蓄品の格納場所や備蓄品の内容につきましては、これまで神河町地域防災計画資料編を町ホームページに掲載することで周知を行ってまいりましたが、令和7年6月に公布されました災害対策基本法の一部改正によりまして、地方公共団体は、年1回の点検と併せ、物資の備蓄状況を公表することが義務づけられました。これを受け、3月5日より新たに備蓄品のページを作成し、保管場所ごとの備蓄状況を公表しております。

公表した備蓄内容の例といたしましては、避難所である神河中学校体育館防災倉庫には、アルファ化米250個、飲料水336本、毛布317枚、携帯トイレ5,000回分、段ボールベッド5セットなど、避難生活に必要な物資を整備しております。また、神崎小学校体育館防災倉庫では、アルファ化米250個、飲料水240本、その他毛布、段ボールベッド、衛生用品や調理器具、応急設備など多様な避難生活物資を備蓄し、災害

時の初期対応に備えております。

令和8年度に予定しております備蓄品につきましては、引き続きアルファ化米600食などの備蓄を進めるとともに、電気自動車から電気を取り出す可搬型外部給電器2台を購入し、役場本庁舎と神崎支庁舎の防災倉庫に配備する予定でございます。既に各避難所にはポータブルバッテリーを配備しておりますが、電気自動車と給電器を活用することで、停電時においても大型扇風機やLEDバルーンの使用、さらにはスマートフォンの充電が可能となります。こうした多様な電力手段を確保することで、避難所環境のさらなる充実を図ってまいります。

以上、小島議員の御質問への回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 小島です。ありがとうございます。ここに上げられている倉庫にある備蓄品ですね、アルファ化米とか飲料水とか毛布とかいろいろありますけれども、これの根拠になる状況はどのようなもの、それと、何日ぐらいを対応できるものとして上げられているか、お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課、藤原でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えをいたします。

まず、食料品でございますけれども、地域防災計画では、1日分は町民の皆さんで確保してください、それから2日分については町のほうが備蓄をいたしますというようなことが記載をされてございますので、町としましては、この2日分の備蓄品、皆さんに行き渡るような購入量ということで現在計画的に購入、更新をしているところでございます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。大きな災害になったとしても、何日続くか分かりませんが、これは初歩的な基本的な考え方として、1日は自分で、あと2日分は公費でということになると、合計3日分と考えてよろしいですね。

そのぐらいは生活できるということですが、各避難所によって集合される人数が違うと思いますので、その辺りは、例えば中学校だったらこのぐらいの人数とか、小学校の体育館だったらこのぐらいの人数が集まるとかというような想定はされていると思うんですけども、そこら辺は大まかで結構ですので何人ぐらい想定されてるのでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課、藤原でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

避難所の人数でございますけれども、それぞれ具体的に何人というのは地域防災計画を見ていただけたらいいかと思うんですが、避難所自体にも物品を保管する倉庫等の限りもございます。そういった意味で、避難者がある避難所に偏った場合は、ほかの避難所

から持ってくる、もしくは災害応援協定等を結んでおりますので、そういったところから物資を頂戴して、そちらのほうに重点的に配備をしていく、輸送していく、そういったことを考えてまいりたいというふうに思います。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） お互いに各避難場所の融通を取り合いながらということ
で理解しておきます。

それと、停電時における大型扇風機やLEDバルーンを働かせるために電気を使用する
ということの対策が取られていますけれども、ここにおいて小型発電機、ガソリンで
発電する、ああいうものはやっぱりあると思うんですけども、用意されてるんでしょ
うか。それと、冬の場合、暖房のために電気を使わない灯油ストーブですね、そうい
うのもあると思うんですけども、そのような対策はいかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） すみません、少しちょっと聞こえに
くかったものでございますので、もう一度お願いをいたします。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） すみません。ガソリンで発電する小型発電機、それも設
置されているかと思うんですけども、その辺りと、それから灯油ストーブですね、電気
でファンヒーターというものではなくて、灯油で自然に燃えていくというような灯油ス
トーブですね、そのようなものは対応されているでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課、藤原でございます。大
変失礼をいたしました。まず、ガソリンの小型発電機でございますけれども、こちらにつ
きましては電気のものでございます。ガソリンの発電機については各避難所においては
備蓄をしております。それから暖を取る石油ストーブでございますけれども、こちらも
配備のほうはしておりません。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 分かりました。ありがとうございます。必要があれば、
これからもまた対応していただけたらと思います。

次の質問に入らせていただきます。企業誘致について、ある住民の方から、町長の長
年の信頼性とか社会への浸透とか5期目の太いパイプなどを通して、神河町の地理的条
件を生かした企業誘致をもっと進めてはどうかという意見を聞きました。神河町に企業
を誘致しようにも、労働者が集まりにくいので企業が入ってこないという話も聞きまし
た。それならば、小規模企業とかオートメーション化されてそんなに人数の要らない工
場などの、そういうものの誘致はいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小島議員の御質問にお答えいたします。

企業誘致につきましては、地域経済の活性化や雇用の創出につながる重要な施策と考えておりまして、私が就任以来16年間、まずは神河町の知名度を高め、企業に町を知っていただき、興味を持っていただくことが重要であるとの考えでありまして、その考え方の下、各種会議やイベントなど様々な機会に積極的に出向いていって、町内外問わず企業の方々と名刺交換や意見交換を重ね、神河町のPRと関係づくりに全力で取り組んできたところでございます。

その結果として、具体的には、近年でいえば、柏尾区へのサンアロイ工業株式会社様の進出につながるなどの成果が生まれてきておりますし、また、企業誘致とは形は異なりますが、株式会社エコリング様から企業版ふるさと納税として1億円の寄附をいただくなど、企業との関係づくりが具体的な成果にもつながっているところでございます。

また、移住定住の点については、和田興産様との連携協定も結ばせていただきながら1棟貸しのそういった宿泊施設も設置をしていただいているという、そういう実績もあるわけでございます。そのほか、この4月にオープンをいたします関電PR館跡のカロひめりバー、これはトヨタカローラ姫路様とSUGOMORIリゾート様共同での運営ということになっておりますけれども、そのほかグリーンエコー笠形、昨年の秋に閉鎖をしましたが、今定例議会の中で次の運営会社についての契約も可決もしていただいたところであります。

また、モンテ・ローザについては、いよいよ4月に入りましてからは次の運営会社についての準備もしていこうと。恐らく今の状況でいえば、すぐ応募があるような状況も聞いているところでございまして、なぜそのようになったかというところでございます。これは、この16年間、本当に新しい神河町、知名度を上げなければいけない、そういうことを町内だけではなしに、特に町外、中播磨中心に姫路の皆様方との交流もさせていただきながら、そこからさらに広がっていく、そういうことによって神河町の知名度を上げて、また、やっぱり神河町を知っていただいた方々がこの神河町のポテンシャルの高さというところも着目していただいているのではないかなと、そのように思っております。

また、町内出身の大企業で御活躍されている方とのパイプづくりにも注力をしておりまして、今年1月には太平洋セメント株式会社の会長様との面会もさせていただいて、意見交換をさせていただいたところでございます。こうしたこれまでの取組も踏まえながら、企業誘致については引き続き積極的に進めてまいります。

その一方で、工場誘致を進めるに当たりましては、事業所や工場を建設するための一定規模の用地が必要となりますが、本町においては、農業振興地域内の農用地が多く、特に町の中心部にある優良な農地を転用することは極めて困難な状況にあるというのが現実でございます。また、山林地の開発につきましても、近年の造成費や建設費の高騰などによりまして、企業側から敬遠される傾向が見受けられるところでございます。

これまでもお伝えをしてまいりましたが、こうした状況を踏まえて大規模工場の誘致だけにとどまるのではなくて、御質問にもございました小規模企業など、多様な企業形態の誘致についても視野に入れながら複線的に企業誘致を進めていく必要があると考えております。具体的には、500人規模の雇用を生み出す企業1社だけではなく、5人程度の雇用を生み出す小規模な企業を100社誘致するという考えで企業誘致を並行して進めているところでございます。

また、その一環として、企業が本社や主要拠点から離れた場所に設ける小規模オフィスでありますサテライトオフィスの誘致についても、令和7年度から取組を進めております。本町の自然環境や生活環境といった地域の特性を生かしながら、誘致につながるよう引き続き取組を強化してまいります。さらに、神河町の中だけで雇用の全てを完結するということではなくて、姫路を中心とする播磨工業地帯への通勤圏としての特性も踏まえて、住環境や子育て環境などの充実を図って、ベッドタウンとしての魅力を高める取組についても併せて進めてまいります。

また、令和8年度には、念願でありましたケーブルテレビの中でのインターネット環境を2ギガから10ギガへの環境整備も進めることによって、そういったサテライトオフィスの誘致も促進するというふうに考えております。加えまして、誘致した事業所においては、可能な限り神河町民の雇用につながるよう働きかけを行うとともに、既存の町内事業所も含めて企業情報や求人情報の紹介などを行って、地域内での雇用機会の確保と人材の定着を図ってまいります。このように、企業誘致と雇用対策を一体的に進めることで働く場の確保と地域経済の活性化を図って、若い世代が安心して暮らし続けることのできるまちづくりにつなげてまいります。

以上、小島議員の質問への回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 小島です。どうもありがとうございます。今の答弁の中にありました並々ならぬ努力と申しますか、多方面にわたる働きかけをしていただいて、この小さな神河町をいかに盛り上げていくかということに尽力されてることに敬意を払います。

その中で、自然環境を生かしてと、あるいは地域の特性をとあるんですけど、私は、この神河町割と災害が今まで少なかったように思うんですね。地震につきましても、今言われている南海トラフからは少し離れていますし、福崎の断層帯からは近いんですけども、そういうところでの災害が比較的少ない地域ではないかと。そういうところの自然環境も生かして、デジタル関連の会社、あるいは電子部品、精密電子部品ですね、そういうものの工場とか、それを含めた二次産業、その誘致、それを可能にしていけないかとは私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 議員御指摘のとおり、神河町は、過去にも災害は発生はいたし

ましたが、激甚災害という、そういった災害はこれまで経験はないというふうに捉えているところがございます。しかし、それなりの災害は発生をしたことも事実ではございますが、そういうふうに考えれば、地震についても、今言われて、神河町での最大の地震についても震度6弱というふうな状況になっているところがございますけども、そのように考えれば災害に強い地盤の硬い、そういった神河町であるというところから、言われるようなデジタル関連、電子部品、そういったところは可能性として十分あるというふうに考えております。議員の御意見も頂戴していきながら、今後の企業誘致につなげていければというふうに考えます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。いろんな多方面にわたる、これ私の一つの考え方ですけども、それも入れていただきながら、もっとほかにもいろんな意見があると思いますけども、それを含めてまた考えていただきたいと思います。

次の質問に移ります。6番目になりますけれども、神河町では若者の数が減ってきていますが、若者が活躍できる場をもっと増やしてほしいという意見がありました。二十歳のつどいの企画は若い人がしています。また、町の夏まつりは毎年規模が縮小されており、企画に携わる人も少なくなっているとの意見を聞いたことがあります。私は、夏まつりの規模はそんなに小さくなっているとは思いませんが、これは私が聞いたその方の感じ方ではないかと思っております。その中で、若者に町のイベントだけではなく町が協力している地域行事や地域イベントへどんどん参加してもらえるように、町がもっと参加推進のPRをしてはどうかということです。

私の若い頃は、もう何年も前になりますけれども、青年団組織がありまして、そこに入っておれば半ば強制的にいろんな行事に参加していくということもありました。そんなことも経験しておりますけれども、今はそういう組織的な若い人が集まる団体ももうなくなってしまって、それぞれ自分で自由に行動されていると。その若い人たちの集まる場というのは、やっぱりこういうイベントの中でしか見受けられないということですので、もっと参加促進のPRをお願いできたらということです。

若者の現状として、現在、最新の情報を調べさせていただきましたが、20代が656人ですか、全体の6.6%、30代が779人、全体の7.9%と聞いております。反対に60代、70代が一番多くて千何人の人口構成であるということですけども、このように若い世代は少なくなっていますが、貴重な人材として各分野で活躍の場をつくってほしいという意見がありました。そのような考えや施策はできないものでしょうか、お伺いします。

○議長（澤田 俊一君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、町の夏まつりが毎年規模縮小しているとの御指摘についてお答えいたします。

祭りの内容、規模につきましては、現時点において縮小している状況にはございません。企画運営を担う夏まつり企画実行委員の状況について申し上げますと、近年の委員数は、令和4年度19人、令和5年度23人、令和6年度22人、令和7年度25人と、おおむね20人台を維持しており、微増傾向にあります。委員の中には、仕事や学業との兼ね合いから全ての会議や当日の運営に参加できない方もいらっしゃいますが、事務局といたしましては、無理のない範囲で参加できるときに関わっていただくという方針の下、多様な方々に参画いただいているものと認識しております。

募集、PRにつきましては、現在、町ホームページやSNSでの発信、委員による紹介などを行っておりますが、小島議員御指摘のとおり、担い手の裾野を広げるため、さらなる広報展開の強化に努めてまいります。

次に、若者の活躍の場づくりについてお答えをいたします。

かみかわ夏まつりなど地域のイベントは、町民の連帯感を深め、郷土愛を育むとともに、地域のつながりを次世代へとつないでいく、持続可能なまちづくりを進める上でも重要な取組の一つであると考えております。一方で、運営の担い手の減少や固定化、それに伴う準備負担の増大については、町としても強い危機感を抱いております。町内の20代、30代の人口は限られておりますが、若い世代はデジタル技術への適応力や柔軟な発想力を備えた町の活性化に欠かせない原動力であります。2050神河将来ビジョンが掲げる持続可能なまちづくりを実現するためには、若者が自らのアイデアを形にし、自己実現の機会となる場へと発展させていくことが重要であると考えております。そのためにも、夏まつりなどに協力いただいた皆様には、この経験をまちづくりに生かしていくためにも、町の各種行政委員への登用をしていくなど、若い方の意見を取り入れ、共にまちづくりに参加していただきたいと考えております。

以上、小島議員の御質問への回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。神河町の若い人たちが、これからも町外に出ていくことなく、ここにとどまって生活できる、そういう魅力がこの神河町が持つと、だから、いろんなイベントなんかに参加すると非常に楽しいと、有意義であるというような方向で若い人たちが認識してもらえような方法があれば、私も考えますけれども、行政としても考えていただいて、できるだけ若い人が出ないと同時に、ほかからも入ってくるような対策をまた取っていただけたらと思います。

神河町がこれからも長く安全で安心して暮らせるふるさとであるというふうに私も尽力してまいりますけれども、町としても充実した施策を続けていただきますようお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（澤田 俊一君） 以上で小島義次議員の一般質問は終わりました。

○議長（澤田 俊一君） ここで暫時休憩します。再開を13時ちょうどとします。

午前 11 時 42 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

午前中に続いて一般質問を行います。

次に、6 番、吉岡嘉宏議員を指名します。

6 番、吉岡嘉宏議員。

○議員（6 番 吉岡 嘉宏君） 6 番、吉岡嘉宏でございます。通告に基づきまして、今日は 3 点について一般質問をさせていただきます。

まず最初に、老朽危険空き家等の附属家屋の撤去もというタイトルであります、これの補助金をつけていただけないかなという、こういう質問であります。

特定空家というのは老朽危険空き家で、査定した点数が、天井が空いているとか壁が崩落しているとか、こういった危険な状態で点数つけると 100 点以上のものを特定空家と呼びます。この特定空家の解体及び撤去に対して神河町特定空家等除却事業補助金が制度化されていますが、現行では母屋や離れなど日常生活が営まれてきた箇所が対象となっています。今申しました母屋の危険度が低く、特定空家に認定はされませんが、同じ敷地内で農小屋等の附属家屋の屋根が半分滅失、飛んでしまっている、壁が崩壊しているなど、今後さらなる飛散で、飛び散る飛散で周囲に迷惑がかかることが予想されるケースがございます。附属家屋の撤去だけというケースがあるんですが、この附属家屋の撤去だけでも補助金が交付されるように要綱等の改正ができないかという、こういう提案でございます。

神河町のような兼業農家が多い中山間地域の住居は、かつての牛小屋を農小屋にした建物や外便所等の附属家屋が残っています。今申しましたこういう附属物の老朽化について困っていると、こういうことです。現在の現行の神河町特定空家等除却事業補助金は、上限が 100 万円で、除却工事費の 3 分の 2 を補助するものであります。しかし、附属家屋の老朽化が激しく、周囲に倒壊物等の飛散のおそれ、飛散、飛び散るおそれがあれば、母屋は対象外であっても、例えば上限 30 万円に抑えて補助するなど要綱等の改正はできないものでしょうか、よろしく答弁をお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課、藤原でございます。それでは、吉岡議員の御質問にお答えをいたします。

当町の特定空家等除却事業補助金は、地域の安全・安心を確保するため、特定空家に認定された住宅の除去を促進することを目的としております。本事業は、特定空家として認定された母屋を対象に除却工事費の 3 分の 2、上限 100 万円を補助しており、財源には、国庫補助金である社会資本整備総合交付金と県補助金、老朽空き家除却支援事業等を活用しております。

御提案のございました母屋以外の敷地内の附属建物についても補助対象に加えるべきとの点についてでございますが、会計検査院の指摘等も踏まえ、補助対象となる空き家等の種類は不良住宅や空き家住宅等とされており、母屋以外の附属建物は補助対象外となります。また、本事業は国、県補助金を財源としているため、その用途には一定の制限があり、補助対象を拡大する場合には新たな財源の確保や制度の見直しが必要となっております。

町負担分3分の1、約30万円程度を町単独で補助できないかとの御提案でございますが、当町が令和5年度に実施しました空き家実態調査では空き家は453戸確認されており、附属建物まで対象を拡大した場合、多くの要望が寄せられることが想定され、町財政への影響も大きくなることから、慎重な検討が必要であると考えております。また、空き家は本来所有者の個人財産であり、所有者の責任において適切に管理、活用されるべきものですので、補助制度の拡充については、所有者責任とのバランスも踏まえ、慎重に判断する必要があると考えております。

一方で、当町では人口減少の進行に伴い空き家が増加しており、危険空き家対策は重要な課題であると認識しておりますので、現時点では補助制度の範囲内で特定空家の除却を促進するとともに、特定空家に至る前の管理不全空き家の段階から所有者への指導や利活用に向けた助言等を行い、適切な管理を促してまいりたいと思っております。また、この問題は全国的な課題であるということも認識しております。今後、制度の見直しなどについて国や県への要望活動も行ってまいりたいというふうにも考えております。引き続き今後の状況を踏まえながら必要な対策については柔軟に検討し、地域の安全・安心の確保に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上、吉岡議員の御質問への御回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。ちょっと何でこのような提案をするかということについてのいきさつを話ししたいと思います。

これは私の経験に基づいた話であります。実は昨年のものでありますが大河区内で、さっき言いました農小屋ですね、このトタンの飛散があったんです。飛散、飛び散る。トタン屋根が半分ぐらい飛んでまして、以前の2年ほど前の台風でもトタン屋根が飛んだということで、近隣の方の戸口ぐらいまで飛んで、人が立ちとったらもう大けがしとったという、こういう緊急な話で、去年、結果としては、そのトタンを全部外すということで業者を入れて、私も区長さんも関わって結局18万ほどかかりましてね。

それは、もう命に代えられへんという、次の台風来たら必ず全部トタン飛んで近隣のおうちにはあんと飛ぶ、誰が見ても必須のそういう状況でありまして、これは、もうそんなもん補助金やどうや言うたられへんと。人の命に関わるということで、区長と私と隣保長で3人で相談して業者を入れて、足場も要るし、そんな簡単な素人作業で取れません。結局18万かかりました。財政的には、個人の持ち物ですから個人にもお金を頂

戴して、そして区と折半しました。もちろん持ち主の全額負担が基本当たり前の責任ですが、経済状況等ヒアリングをさせていただいて何度も話し合いをした中で、折半ではなやましょかということでやりました。ざっくり言うと、区の臨時的な事業というようなことになったわけでありませう。

さっきも提案の話したんですけども、特に神河町、中山間地の兼業農家がいっぱいあった町でありまして、昔、牛を飼って田んぼをすいていた。もうトラクターに替わり牛はいなくなり、牛がおったスペースを外便所にしたり農小屋にしたりと、そういう家屋の状況が神河町にはあります。田舎特有の僕はええとこかなというふうに思っていますけども、ところが、今言いましたように、母屋のほうは特定空家認定100点以上ないと駄目なんです。さっきも言いましたけど、屋根が半分飛んでもうとるとか壁が落ちてもうとるとか玄関が傾いとるとか、そういう査定をして100点以上ないと特定空家にならないと。

特定空家いうことを町が認定してくれると、今言いましたマックス100万の補助金が受けられるということでもありますけども、これはちょっと、先週、予算の委員会ありましたね。予算の委員会でも、20万円の暫定的な危険なことについては需用費で、これは条例の神河町空き家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例の14条ですね、ここに「町長は、特定空家等が急迫した現在の危険を回避するため緊急の必要があると認めるときは、当該危険を回避するために必要最小限の措置を講ずることができる」と書いてあるんです。このことで、空き家の緊急措置修繕料20万の予算の根拠は今申しました第14条だろうというふうに思うんですけども、ちょっとこれがちゃんとあったということも僕も先週初めて知りまして、あれって思って質問もしたんですけども、今、僕のしゃべった経験談、これはどうでしょう、この14条をそのときに区として言うておけば、幾らか補助としてもらえとったんですかね。ここらはどうでしょう。お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 井出住民生活課長。

○住民生活課長（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。吉岡議員のおっしゃられた緊急的な対応ということで、ここは条例のほうにも書かれております特定空家ということがまず前提でございます。特定空家であって、なおかつ緊急性があると。それまでに個人さんが対応していただけたということが前提ですけれども、それができないということであれば、議員のおっしゃられるような形での対応がございます。

委員会のときでも少し事例が1件あるというふうにもこちらでも御説明しましたけれども、調べますと、鍛冶で特定空家の除却をしておりますけれども、これについて、当時条例もきちんと整理されてたかどうかという部分もあるんですけども、平成30年頃のことだったというふう聞いております。地元の方と役場の職員で、この20万円という予算がその当時はなかったもので、役場の倉庫にあるブルーシートで地域の方と一緒にそういった対応をしたと、こういった経験を踏まえて予算措置をその後したというふうな

経緯がございます。今回おっしゃられるような事案がありましたら、先ほども申し上げましたように特定空家ということが条件になりますけれども、対応ができた案件であったように感じております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。課長さん、ちょっと小さいことを突っ込みますけど、第14条は、「町長は、特定空家等が急迫した」云々とあります。「特定空家等」いうて入っとなです。この「等」で今回の私のケースやったら入るん違うかなと思うんですけど、ここらはどうですか。この「等」とは何ぞや。

○議長（澤田 俊一君） 井出住民生活課長。

○住民生活課長（井出 博君） 「特定空家等」というふうに書かれておりますけれども、これは、この「等」というふうにはなっておりますけれども、町としては特定空家ということで、この文言に関しましては、空き家の法律のほうに示してございます内容でございますけれども、空家等対策の推進に関する特別措置法ということで、この法律のほうを解釈しまして、神河町としては、この「特定空家等」というのは、町が特定空家に認定したものであるというふうには認識をしております。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 何回も言うんですけど、もう区の事業として、大河区の事業として処理はしたんですけども、やっぱりこういう困り事あるんで、何回も言うけど、神河町に合った、田舎特有の住居事情があるんで、これに合わせて改正してもらわんと、この条例や要綱というのは国の特定空家の法律に沿ったものであって、神河町にマッチしたものに変わる必要が僕はあると思うんですね。やっぱり町民が安心して健やかに暮らすという中で、国がこうだからといってしゃくし定規にそうするのではなくて、ちゃんと神河町に合うようにカスタマイズするべきやと思うんですけど、いかがですか。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課、藤原でございます。それでは、吉岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

確かに国の補助金、県の補助金等を使ってございますので、必ずしも本町の住居、住宅環境に合致するものではないということは承知をしております。したがって、何か検討するようなことがないかということでございますけれども、空き家等対策協議会というものを開催してございます。一度、議員御提案の附属への補助制度、また、応急措置をする空き家の定義、それから範囲についての協議することについては可能だと思っております。またそういった場でこちらのほうから議題として提案も一度検討させていただきたいと、そのように思います。

以上、吉岡議員の御質問への回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。ありがとうございます。最後の締めく

くりは、空き家協議会で検討していくということが僕聞きたかったんで、これで納得しました。ぜひ、それでうちの大河区の事例も挙げながらやっていただきたいなと思います。ありがとうございました。

そしたら、これで1番については終わります。

次は、2番、2つ目の一般質問に参ります。J-クレジットの推進についてということとであります。

現在、仲介会社等を通じてJ-クレジットの創出、流通に取り組んでいますが、当町の町有林、約52ヘクタールを国に認証してもらって町の事業として取組をできないかなという話であります。J-クレジットというのは、難しい言葉であります。CO₂を吸収する神河町のような森林がいっぱいあるところは森が二酸化炭素を吸収してくれる。それを価値、クレジットとは価値として国が認証する、認証したものを、それを企業が買ってくれるとかいうことで、売買できるんですね。これがJ-クレジットであります。そういったものが取り組めないか。

(1)神河町は、令和4年6月に「ゼロカーボンなまち」宣言を行っており、その取組の一環だと思っておりますが、このたび2月12日に神戸新聞に発表されておりました神河町と株式会社バイウィル、それと但陽信用金庫の3者の連携協定というものが発表されています。もう一つ、これ新聞も読んだんですけども、ちょっとまだ理解不足なんで、この神河町、バイウィル、但陽信用金庫のこの連携協定につきましてかみ砕いた説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課、藤原でございます。それでは、吉岡議員の御質問にお答えをいたします。

本連携協定は、J-クレジットの創出や流通に取り組むことで、環境価値と経済価値の循環を生み出し、地域の脱炭素化と地域経済の活性化を図ろうとするものであります。株式会社バイウィル様、但陽信用金庫様それぞれの役割でございますが、株式会社バイウィル様には、当町のJ-クレジット創出プロジェクトの登録、申請からモニタリング、さらに創出したクレジットの販売までの支援をいただき、但陽信用金庫様には、創出したクレジットの販売先探索に御協力をいただくこととしております。

具体的な取組についてでございますが、従来の照明設備をLED照明に更新することで削減された電力消費量をJ-クレジットとして創出をするものであり、公立神崎総合病院、図書コミュニティ公園「桜空」、寺前幼稚園を対象としております。販売金額につきましては、J-クレジット市場において価格変動があるため具体的な金額を申し上げることはできませんが、令和6年10月頃には1トン当たり1,500円程度で取引をされたと聞いています。

なお、株式会社バイウィル様と町の収益配分率でございますが、7対3となっており、先ほどの例で申し上げますと、当町には1,500円の30%に当たる1トン当たり45

0円が8年間にわたり配分されることとなります。今後もLED化される施設を順次追加していく予定でございます。

また、当町では、株式会社山田林業様及び三菱UFJ信託銀行様とも連携し、バイオ炭を活用したカーボンクレジット創出の実証事業にも取り組んでおります。今後もこのような取組を着実に進めることで、地域における脱炭素化をさらに推進するとともに、地域経済の活性化にもつなげてまいりたいと考えております。

以上、吉岡議員の御質問への回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） ありがとうございます。僕は、いい取組だなというふうにももちろん評価をしての質問なんです。今、先ほど発言していただきました中の三者協定の中で、答弁書の中の2ページ真ん中ほど「当町のJ-クレジット創出プロジェクトの登録・申請からモニタリング」の中で、J-クレジット創出プロジェクトとは、ざくっとした返事でええんで、どんなもんなんでしょうね。お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課、藤原でございます。それでは、吉岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

J-クレジットの、まず申請の流れを少し御説明をさせていただきますと、J-クレジットの登録という項目がございます。まずプロジェクトの計画書の作成、それから妥当性の確認、プロジェクト登録の申請で、これをもってやっとプロジェクトの登録ということになってございます。次に、それを今度クレジットの認証を受ける必要がございます。それには、モニタリングの実施の報告書を作成したりとか、これ検証については、外部の専門機関からの検証を受ける必要がございますけども、そういった検証を踏まえてJ-クレジットのようやく認証発行の申請がございまして、それから認証委員会で適切であるというふうに認められた場合に、やっとJ-クレジットの認証発行ということになってございます。

先ほど議員がおっしゃった創出というものはどういうものかという御質問ですけども、いわゆるプログラム型とか、そういったJ-クレジットを申請するに当たっていろんな方法論がございまして、その中の方法論の一つということでございます。簡単に言いますと、そのような形で御回答とさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。ありがとうございます。大体何か分かったような気がするんですけど、それで、この販売金額の件なんですけど、1トン当たり1,500円ということで、バイウィルさんとの契約の関係で配分率7対3の収益ということでありまして、1,500円の30%に当たる1トン当たり450円が8年間配分されるということでありまして、これは単価や思うんですけども、ちなみに、8年間何トン出るかという予想がないんですけども、トータルでどれぐらい頂けるんか、神河町は。ざ

くっとでいいですよ、雲つかむような話で申し訳ないんやけど、お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課、藤原でございます。それでは、吉岡議員の御質問にお答えをしたいと思います。

何トンぐらい実際に先ほど申し上げた3つの施設で削減量があるのかという御質問でございますけれども、現在、株式会社バイウィルのほうにLED化した設計書なり図面なりを提出して、それを基に株式会社バイウィルのほうが全てそういった手続関係をやってくれます。ですので、全ての書類がバイウィルのほうにまだ提供できておりませんので、具体的に何トンぐらいということは少し申し上げにくいんですけども、少しインターネットの情報ですので、これが正しいかどうかということは別にしますけれども、LEDで利益を出すための条件というようなことがインターネットに載ってございました。これでいうと、LEDは1台当たりの削減量が非常に小さいということで、審査費用、これ100万程度かかるものがございますけれども、それなりに規模が必要だということがございます。年間120万円程度ぐらい費用が発生するんですけども、これでいいますと年間300から600トン以上のCO₂の削減量が必要だというふうに書いてございます。

また、数千本から1万本規模でないと、単独での申請は赤字になる可能性が高いというふうにインターネットのほうには書いてございました。そういったことから、当町の場合は、バイウィル様を中心としてスケールメリットを生かしてクレジット化するというものでございますので、収益配分率については7対3ということで3割という金額になりますけれども、スケールメリットを生かしてそういった活動ができるということがございます。また具体的に何トンぐらい削減できるかということが分かりましたら、委員会等で御報告をさせていただきたいと思っております。

以上、吉岡議員の御質問への回答とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 今のところ、まだきちんと数値等は出せないということで了解をしました。また後日、委員会等で何か月か後で結構ですから、よろしく申し上げます。

次、(2)番、J-クレジットの(2)番、行きます。現在、神河町ではJ-クレジットの認証を国からは受けていないが、宍粟市や朝来市は受けている。同じように森林面積が広い神河町は独自で認証してもらい、J-クレジットで受け入れた財源を、例えばJR播但線利用促進事業、令和8年度予算の一般財源、つまり町の持ち出しの約2,700万円に充当すれば財政健全化に寄与すると思っておりますが、どうでしょうか、答弁よろしく申し上げます。

○議長（澤田 俊一君） 前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。森林管理によるJ-

クレジットの創出、販売、収益の活用につきましては、研究すべき事項であると認識をしております。J-クレジット制度における森林管理プロジェクトでは、申請やモニタリングなどに一定の経費が必要となることから、クレジット販売による収益を確保するには、一般的に200ヘクタール程度の森林規模が必要とされております。一方、当町の町有林は約52ヘクタールで、しかも町内各所に分散していることから、現時点では、町有林のみで町が実施者となってJ-クレジットの創出、販売を行うことは現実的ではないと考えております。

また、J-クレジットの販売益の用途は原則自由とされておりますけれども、実際には森林の持続的な管理、整備など、環境施策へ再投資されるケースが多いようです。ひょうご森林林業協同組合連合会の資料によりますと、森林による二酸化炭素吸収活動は森林管理プロジェクトと呼ばれ、森林経営活動、植林活動、再生林活動の3つのメニューがあります。メニューというのは、先ほど申しました方法論というものでございます。主な登録実績は森林経営活動であり、販売益は森林整備に活用されているとされております。

少し古くなりますけれども、令和6年5月現在、県内では10件の森林管理プロジェクトが登録されており、市町が実施しているものとしては、朝来市、養父市、丹波市、宍粟市の4市があります。これらはいずれも市有林、市の所有する森林で、森林経営計画に基づく間伐等を実施し、クレジットを創出、販売して森林整備に活用されております。各プロジェクトの対象面積は200ヘクタールから278ヘクタール程度、最小は59ヘクタールですが、兵庫県林業統計書によりますと、これら4市には約2,000ヘクタールから7,000ヘクタール規模の市有林があり、その一部を対象として取り組まれているものです。

なお、当町の町有林は小規模な森林が町内各所に分散しているため、町有林のみでは森林経営計画を策定することができず、現在は森林組合と委託契約を結び、近隣の森林経営計画に加入する形で森林管理を行っております。

一方、森林管理プロジェクトによるJ-クレジットの創出は、山の再生に向けた森林整備を進める上で有効な手段の一つであると考えます。町内には財産区有林が約1,718ヘクタール、共有林が約2,759ヘクタール、個人有林が約7,824ヘクタール存在しており、まずは財産区有林について、関係者とも協議しながら具体化の可能性を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） ありがとうございます。予想どおりというか、いい回答やったと思います。私も町有林50ヘクタールでは仕事できんだろうな思うとったんで、財産区の所有林から考えていきたいと。財産区所有林が1,718ヘクタールあるということで、町とはもう全く規模が違うということで、いいことだなというふうに思います。

神河町、森林が面積の約9割近く、町勢要覧なんか見ると87%って書いてあります

が、おおむね90パーということで、神河町のこの財産を、さっき言いましたけど、町有林では50ヘクタールしかないけども、全体で見るともうむちゃくちゃありますんで、これをJ-クレジットで町が、さっき住民生活課の話は三者契約やったでしょ、三者契約ということは株式会社バイウィルに7割持っていかれるわけですよ。僕はそれは否定しませんよ、やったらええと思います。そんな急に町が担当課つくって急にやれって言われたって、それはもう無理な話です。

ですんで、第1段階として但陽さんとバイウィルと神河町の三者契約をやって、利益の7割はバイウィルが持って行って3割が町に入るということで、それはもう致し方ないと思うんですけども、でも、よくよく考えると、神河町自身の森林というのは、CO₂、二酸化炭素吸収の素はめっちゃめっちゃあるわけです。宍粟も一緒、お隣の朝来も一緒ということで、その隣接の2市、森林王国の2市が、2つの市の2市が独自でやっておられますんで、町の事業として、よそに任すんじゃなくて町がやっている。それは、もともとは自分とこの市の売りは森林であるというのを考えられて僕はやっているというふうに思うんです。ですんで、最初の手始めで三者契約もええっていうふうに僕は思っています。しかし、最終的には、町が独自でJ-クレジット、自分とこの民間も含めて山のCO₂の吸収を元手に事業をやって、言葉悪いですけど、もうけたらええと思うんですが、ここら、町長、副町長どちらでもいいですけど、今後のJ-クレジットの町の姿勢として将来性も含めて何かありましたら、どちらか。町長、お願い。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） J-クレジットの活用というところで、まずは認証を受けていくということでありまして。朝来市さん、そして宍粟市さん、そして丹波市の事例も、養父市さんも、それぞれで自治体で創出をしているということなんですけど、認証を受けること自体は、恐らくどの自治体も委託をされて認証そのものはされてるということだというふうに聞いておりますけども、いずれにしても、議員おっしゃるように、独自のJ-クレジットで調達した資金を有効に活用し、神河町のまちづくりの財源に充てていく、基本は、やっぱり山の再生をしていくということを基本にしながらこれからも精力的に前向きに対応をすることとしますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） ありがとうございます。前向きな意見ありがとうございます。

住民生活課に聞き忘れてました。住民生活課に聞くべきことと思うんですけど、午前中の一般質問で、小島議員の中から教育委員会に対して体育館の空調設備の話あったでしょ。空調設備、何千万かかるか知らないですよ。中学校で、例えば神河中の体育館を夏暑いとき冷やそう思うたら莫大な空調要るでしょう、大きなもんが。それを省エネ型の空調機を入れたら、ほんなら、お金いっぱいかかるでしょ。その充当財源に、このバイウィルと契約した分の3割分入ってきますやんか。それを充当することはどうでし

ようね。体育館の空調を、エアコンを入れるんに、お金本当に困るから、うちみたいなのちっちゃい町は。そういうようなことはいかがでしょうかね。申し訳ない、お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 藤原防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課、藤原でございます。吉岡議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

小学校の体育館の空調設備の財源確保にできないかという御質問でございますけども、まず、1点、環境省の補助金を使ってる、もし教育委員会がそういったものを使われる場合は、ちょっと対象とはなりません、それ以外のものでしたら対象となる可能性はございます。いろんな方法論がございまして、その辺りについては、個別、個別に株式会社バイウィルと相談しながら、議員おっしゃるように、少しでも補填ができるものについては、お金に代えていきたいというふうに考えております。今後も、各施設でいろんな省エネ化とか、そういったものがあるかと思えます。そういったことについては、管理職会議でそういった情報を得ながら取り組んでまいりたいと思えます。よろしくお願いたします。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。こういうJ-クレジットという新しい手段用いて財政を確保して、神河町の厳しい財政状況を少しでも助けるということで、ぜひ精力的にお願いしたいと思えます。ちょっと話ししましたけど、いつかは、何課になるか、ひと・まち・みらい課になるか、何課になるか分かりませんが、そういう環境推進課的なものをつくって、J-クレジットを主体でやる職員を1人置くぐらいの気持ちで進めていってほしいなというふうに私は思えます。これは要望です。答弁結構です。

そしたら、最後の質問に行きます。町内公共施設における点検と修繕について。

役場本庁及び神崎支庁舎の身障者用駐車場スペースに屋根をつけてほしいと思えます。車椅子の方は、雨の日にぬれて大変ということで、これは私が町民から聞いた声で、車椅子になられた方がおられて、健常やったんですけども障害者になりましたと。役場で用事来ると、来たときに、広く玄関口に寺前の役場やったら3つ取ってありますね。神崎の支庁舎であれば玄関口の真横に2台取ってあって、神崎支庁舎の場合はずっと行けるから比較的ぬれへんのですけども、寺前本庁の場合はぬれるんだと。自分だけじゃなくて、介護者もぬれてしまうということで、自分が車椅子になって初めて車椅子のしんどさいうもんが分かったというんで、ぜひ屋根をつけていただいて、介護者も自分もぬれないように考えてもらわれへんか、屋根が欲しいということを受けての私の質問でございます。よろしくお願いたします。

○議長（澤田 俊一君） 藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。それでは、吉岡議員

の御質問にお答えをいたします。

本庁舎には玄関付近に3台分、そして、神崎支庁舎には玄関横に隣接して2台分の障害者用の駐車場が設置しております。この駐車場は、車椅子を使用される方や歩行が困難な高齢者、障害のある方、妊婦の方、けがをされている方など、車の乗り降りに配慮が必要な方のための専用区画として設置をしているものでございます。現状は、いずれの駐車区画にも屋根は設置しておりません。とりわけ、神崎支庁舎には、健康福祉課及び社会福祉協議会が業務を行っており、車椅子を利用される方や高齢者、障害のある方、妊婦の方など、多くの方が各種手続や相談のために来庁されていることから、障害者用駐車場の利用も比較的多い状況にあります。

議員御提案のとおり、車椅子を利用される方などにとっては、雨天時の車の乗り降りには一定の配慮が必要であると認識をしております。今後、両庁舎の障害者用駐車場の屋根の設置については、関係部署とも協議をし、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上、吉岡議員の御質問への回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） ありがとうございます。前向きに検討ということで、これでいいんですけども、一つ提案しますと、神崎支庁舎については、玄関の横に身障用スペースやから、屋根を伸ばしてもそれほど経費はかからないだろうと思うんですが、寺前の本庁舎の場合は、結構距離がありますね。入り口辺り、自動ドアのどこまで行くに距離があるんで、経費的に屋根をつけると高くなると思うんで、今ある3台のスペースの白線を、あれをちょっと北に振って、つまり税務課、会計課が見えるほうですね、あっちへちょっと区画を振るなりして、それが今、身障スペース3つあるけど、それが2つになってもかまへんで、ちょっとでも経費を減らすために、屋根つけるとお金がかかりますからね。少しでも北に振って、安くするとかいう方法もあるんですけども、そこら辺りどうでしょうね。総務課長になるかな、お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。議員御指摘のとおり、役場本庁のほうは、スロープをつけないと身障用のスペースからは少し遠いのかなというふうには思っております。そういった部分で、役場の玄関口の隣接したところというふうな御提案というふうなところですけど、そういったことも含めて、どこがいいのかというふうなことも含めて、少し検討していきたいなというふう考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。言い忘れてました。総務課長に言い忘れてました。少し北に駐車スペース振ると併せて、今、自動ドアあるでしょ、その上は屋根になってますね。宅急便の人とか、元町マルシェするとき、その下に大きな車止

めて、野菜の仕分とかされていますよね。ええスペースや思うんです。そこに1台だけ、身障スペースのライン引くことはどうでしょうね。お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。そういった箇所があるというふうなところも、ほかのところで、自治体とは言いませんけど、そういったところもあるというふうなところは認識をしておりますので、そういったことも含めて、少し全体を総合的に少し考えていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。どうぞよろしく申し上げます。

次に、(2)番、はにおか運動公園の管理棟の屋根のペンキ塗りをお願いしたいということです。

はにおか公園の管理棟の屋根の、三角屋根、よく目立っている、形状としてはすばらしいな思っていますんですが、管理棟の屋根がペンキが剥がれてしまって、非常にみすばらしい光景になっています。はにおか運動公園には、少年野球チームが三田市とか神戸市とか遠方から来られています。少年野球チームが、野球だけではなくて、印象として、グラウンドは僕はええグラウンドや思うんですけども、来たときに、あの管理棟のペンキ剥がれて、何やねんあれいうて、保護者も思うてへんかな思うて、僕、冷や冷やしとったんです。私は、はにおか運動公園のウォーキングのユーザーです。ですから、ずっと気になってました。ある住民さんとウォーキング一緒になったときに、どうですかって聞いたら、全くそのとおりやと。子供らにええ思い出を持って野球の練習や試合だけじゃなくって、神河町ええとこやったな、あの管理棟のペンキが何とも言えんかったなとかいうて、また大人になったら、神河町で宿泊で行こうとか、あそこええとこやったよいう印象にもなるんで、これ、ぜひちゃんとペンキの剥げ落ちた屋根を何とかしてほしいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。はにおか運動公園は平成3年に竣工し、現在に至るまで約35年間にわたり、本町のスポーツ振興の拠点として多くの皆様に親しまれてまいりました。管理棟につきましても、これまで適切な維持管理に努め、必要に応じた修繕を行うことで現状を維持してまいりました。しかしながら、御指摘のとおり、屋根部分につきましても、これまで全面的な更新は行っておらず、長年の風雨による経年劣化が進んでいる状況でございます。

今後の対応といたしましては、屋根の防水性能の低下による建物本体への影響を未然に防ぐため、まずは、専門業者による点検、診断を実施する予定です。その結果や専門的な知見を十分に伺った上で、予算を計上し、防水機能の回復と建物の長寿命化を図るための塗装改修を実施していきたいというふうに考えます。

また、議員御指摘のとおり、本施設は、町民の皆様のみならず、野球の練習や少年野

球の大会を通じて町外からも多くの利用者が訪れる本町の顔とも言える施設でございます。令和6年度実績では、はにおか運動公園を利用された方は6,404人でしたが、町外の方の利用は2,529人、約40%と決して少ない割合ではございません。そのことも踏まえて、塗装補修の実施に当たりましては、単なる補修にとどまらず、神河町の自然豊かな景観と調和しつつ、訪れる多くの方々にまた来たいと思っていただけるよう、印象のよい色彩の選定についても慎重に協議を進めてまいります。

安全で快適なスポーツ環境を維持し、利用者の皆様に喜んでいただける施設づくりに引き続き取り組んでいきたいというふうに考えます。

以上、吉岡議員の御質問への回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。十分検討していただいて、色を塗ってほしいと思います。今は何の色もついていません。色のちょっとだけ私の思いね、また町当局で考えてもうたええんですけど、モンテ・ローザ、今閉まっていますけど、モンテ・ローザイメージしてください。あそこもとんがり屋根です。ホテルモンテ・ローザね、長谷のね。とんがり屋根の三角になっているところは緑です。その横が、淡い赤、朱色に近い赤の瓦になってます。非常にコントラストいいんで、ペンキ塗りしていただくんやったら、モンテ・ローザのあのワインレッドの薄いような色か、もしくは、バックネット色の黄緑、どっちかかなというふうに思いますんで、これは参考意見なんで、よろしくをお願いします。答弁結構です。

最後、図書コミュニティ公園「桜空」の道路看板。

桜空、よくはやっています。昨日も日曜日、私行きました。子連れの親御さん、また、図書室も勉強している学生、いっぱい人がいて、新しい名所になりつつあるなど喜んでいきます。そこで言います。国道から入るときに看板がございません。これは必要なものであります。その辺改善してほしいですが、どうでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島です。それでは、吉岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

神河町図書コミュニティ公園「桜空」につきましては、令和7年7月の開園以来、本町のシンボリック施設として町内はもとより、近隣市町からも多くの世代の方々に御利用いただいております。本施設は、構想段階から各方面の皆様の貴重な御意見や御要望を丁寧に反映させてまいりました。その内容は、極めて現実的であり、かつ、利用者のニーズに合致していたことが現在のにぎわいにつながっているものと認識しております。また、町民の皆様にとって、求められていた施設であったというふうに考えております。

御質問いただきました施設の周知を図るための案内看板につきましては、町としましても、その必要性を十分に認識しております。これを受けまして、令和8年度当初予算において、設置費用を計上し、御提案させていただいているところでございます。国道

312号を通行される方々の目に留まり、一度立ち寄ってみようという関心を抱いていただけるような看板を目指しております。一方で、当該一帯は景観保全区域に指定されており、奇抜な色彩やデザインは規制の対象となっております。したがって、これらの景観基準を遵守し、周辺環境との調和に配慮しながらも、高い視認性と誘客力を兼ね備えたデザインを検討してまいります。

本施設は、完成して終わりではなく、町民の皆様と共に育てていく施設であると考えており、よりよい施設へ進化させるため今後も多角的な視点からの御意見を頂戴し、運営していきたいというふうに考えます。

以上、吉岡議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。ぜひ看板作っていただいて、さらに、よりよい桜空になりますように、よろしくお願ひしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（澤田 俊一君） 以上で吉岡嘉宏議員の一般質問は終わりました。

○議長（澤田 俊一君） ここで暫時休憩します。再開を14時10分とします。

午後1時59分休憩

午後2時10分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

次に、4番、廣納良幸議員の一般質問になりますが、廣納良幸議員より体調の都合により着座で発言をされたい旨の届出がありましたので、それを許可しております。御了承願ひします。

それでは、4番、廣納良幸議員を指名します。

4番、廣納良幸議員。

○議員（4番 廣納 良幸君） 4番、廣納でございます。通告に従い、2点お伺いをいたします。

まず、予算関係ですけれども、この令和8年度の予算で、町民の皆様方にひとしくよい予算配分であると思っただけの新しい予算等はあるでしょうか。具体的にありましたら、まず、病院予算についてから、お伺いをいたします。よろしくお願ひをいたします。

○議長（澤田 俊一君） 高階町参事兼病院事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼病院事務長の高階です。それでは、廣納議員の御質問にお答えいたします。

急速な少子高齢化に伴う人口減少や医師をはじめとする医療人材の不足など、地域の中小公立病院を取り巻く環境は年々厳しさを増しております、経営状況の悪化により、

医療提供体制の維持が極めて困難な状況となっております。当院におきましても例外ではありませんで、令和8年度予算では、人件費の大幅な上昇による医業費用の増加の影響によりまして、約5億円の純損失を見込むなど厳しい経営状況となっております。しかしながら、神河町をはじめとする診療圏域の住民の皆様の安心・安全な暮らしを守るため、地域の中核病院として医療提供体制を維持していくことは極めて重要であり、経営の立て直しに向けた取組を着実に進めていく必要があると考えております。

そのような中で、まず、外来診療の課題への対応といたしまして、令和8年度には総務省の地域未来交付金、デジタル実装型ですが、を活用いたしまして、外来DX事業として通院支援アプリの導入を進める予定としております。当院におきましては、毎年実施しております患者満足度アンケートにおきまして、診察や会計に係る待ち時間の長さに対する評価が低くて、改善すべき重要な課題の一つとなっております。通院支援アプリにおきましては、患者さんや付添いの御家族がスマートフォンを通じて予約状況であるとか、診察順番の確認、また診療費の決済などを行うことができる仕組みでありまして、待ち時間の可視化によりまして、心理的負担の軽減であるとか、受付、会計手続の効率化を期待しております。これによりまして、患者さんにとって利用しやすい病院環境を整えるとともに、満足度の向上でありますとか、病院のイメージの向上につなげて、結果として患者数の増加による収益改善につながるのではないかと考えております。なお、アプリの導入に当たりましては、高齢の患者さんの利用も想定いたしまして、できる限り操作が分かりやすく、使いやすいものを選定するよう検討を進めてまいります。

次に、医療人材の確保についてです。医師確保につきましては、当院にとって最も重要な課題の一つでありまして、新たに医師Uターン促進事業支援金制度の創設を予定しております。これまで神河町では、医師修学資金貸与制度によりまして若手医師の育成支援を行うとともに、一定期間、当院に勤務をすることを条件に貸与金の返還を免除する制度を実施してきましたが、より高度な医療を学ぶため返還を選択するケースも多くて、十分な効果が得られてない状況がございました。このたびの制度におきましては、対象年齢を55歳以下まで拡大するとともに、神崎郡内での3年以上の居住経験、それから、あるいは当院での1年以上の勤務経験を条件とすることによりまして、地域とのつながりを持ち、それから、当院で継続して診療に当たっていただける医師の確保につなげたいと考えております。支援金につきましては、5年間で総額1,000万円を予定しております。既に神戸新聞にも取り上げられるなど、制度の周知やPRにつながるものと期待しております。

なお、これらの取組につきましては、予算上、一般会計において対応いただく予定としております。

もちろんこの制度のみで医師確保が実現できるとは考えておりません。本年2月には、医師確保の取組を強化するために、新たに非常勤職員を1名採用いたしました。同職員は、県内公立病院での勤務経験がございまして、これまで多くの医師確保に携わっ

てきた実績を持つ人材でありまして、その豊富な人脈と交渉力を生かしまして、当院におきましても医師確保の取組を進めていただくことを期待しております。

また、診療体制の強化といたしまして、この4月から、若手医師が増員されることに伴いまして、これまで内科と総合診療部を別々に運用していた体制を見直して、内科・総合診療と統合いたしまして一体的な運用を行うこととしました。これによりまして、月、木、金の週3日ではありますが、外来の午後診察枠を新たに設けるとともに、午前診療におきましても、初診患者であるとか、救急患者への対応を強化するなど、より円滑な外来診療の実現に努めてまいります。

さらに、ホームページや院外向けの広報紙、インスタグラム、通院支援アプリなども活用し、適切な情報発信を行うことで、住民の皆様や患者さんと病院との距離を少しでも縮めまして、皆様から信頼される病院となるように引き続き取り組んでまいります。

以上、廣納議員の御質問への回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 4番、廣納議員。

○議員（4番 廣納 良幸君） 4番、廣納です。ただいま高階町参事から回答をいただきました。最近見た中で、赤穂市民病院が大変なことになっていると。あれは自治体もやられますわな。うちやったら、もうほんまに潰れてしまいそうな、そういう内容ではないかと思うんですけど、要するに医者がミスして裁判沙汰になって、あれ、禁錮か何かいうあれが出たんかな。参事、いかがですか。

○議長（澤田 俊一君） 高階町参事兼病院事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼事務長の高階です。私もちょっと報道等で見ただけなんで、はっきりは覚えておりませんが、実刑判決出ましたが、ただ、執行猶予がついた形でということで、ただ、御本人さんは、私だけじゃなしに、周りの体制も悪いでないかなんていう話も、ちょっとコメントも見聞きした覚えがございます。

○議長（澤田 俊一君） 4番、廣納議員。

○議員（4番 廣納 良幸君） 4番、廣納です。医者、そういう方には、ただ医者と呼ばび捨てしてもいいんじゃないかなと思いますけど、当院の公立神崎総合病院のお医者さん、大変評判がいいとも言えんけれども、大多数は評判がよく頑張っていたらと思うんですが、これは、やはり患者様から見ると、1対1でのマンツーマンの話になりますんで、ちょっと言い方がきつかったり、両サイドがね。患者様もきつかったり、お医者様もきつかったり、それで、患者様のほうから、あの医者はどうやこうやいう、そういう話は個別にちょっと多めに聞くような気がしますけれども、今まで頑張っていたお医者様にとってはえらい迷惑だと思うんですけども、そういう教育は、事務長、どういうふうにされてますか。

○議長（澤田 俊一君） 高階町参事兼病院事務長。

○町参事兼事務長（高階 正三君） 町参事兼病院事務長の高階です。今の議員の御質問にお答えします。

おっしゃるとおり、大多数の医師の方々は一生涯懸命仕事をされてるし、実際そのとおりだと感じるんですけど、ただ、議員の御指摘のとおり、やっぱりコミュニケーション不足というか、言い方によって、医師側はよかれで当然と思っているんですが、それが正しく患者さんに伝わらない。非常に、だから、患者さんは診療結果というか、そういう医師の物言いに対しても非常に不満を持たれるというケースもありまして、実際にそういうお声は私どもにも届いております。あまりちょっとひどい場合におきましては、院長と共に、そういう発言等のあった医師に対しては、ヒアリングして、それが事実と認められたら指導をやっているという形です。また、医師と患者さん、お二人という話なんですけど、当然、看護師もついておりますので、ちょっと医師が言い過ぎたら、看護師さんがそういう意味じゃないよというような形でフォローいただけるという話も一応聞いておりますが。今後、特にやっぱり接遇というのはなかなか、ちゃんと医療を提供したところで、それでちょっと否定されるような側面もありますので。ただ、なかなか医師も、言うたらかなり、どっちかいうと高齢の方が多くて、なかなか自己のスタイルを変えづらいところもあるのも事実でございます。来年度におきましては、医師の接遇ということも、いわゆる普通の一般の私らが座学でやる接遇研修でなしに、例えば実際に、これもあくまで想定ですけども、実際に診療をやってる形でやり取りしてもらって、こういうところはやっぱりこうじゃないというのは、問題点を指摘していただいとこういうような形のかなりちょっと突っ込んだ実践的な研修等やって、それを実際の現場にフィードバックしていただけないかなということを考えて、今いろいろ企画中です。来年、当然、医師に限らず、看護師とか、医療技術の方についても、場合によったら、冷たいとか、ちょっと何かあの言い方という話もやっぱりありますので、そこは同じように、お互いにチェックしながらという、研修も生かしてイメージアップにつなげたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 4番、廣納議員。

○議員（4番 廣納 良幸君） 廣納です。昭和20年から開業かな。開業してから80年、今年で80年。結核病棟、私らも、粟賀の診療所言うたんかな、粟賀診療所と言ったんかなと思うんです。その頃やったら、そうやね、10年も、十何年もたってから、行っとなでしようけど。あまり優しくはなかったけどね、先生も。先生も優しくはなかったですけど、信頼がありましたわな、昔の先生はね。だから、ちょっと方針が違うことについても、やっぱり自信を持って患者様に対して提言して、これはこういう病気やから、こうなりますよ、こういうふうな治療をしていただかないと、悪くなるとこうなりますよというような説明をあまり時間を取っておれませんので、よく言われる5分診療、計算上はそうなると思うんです。ですから、俺のときは短い、前の患者のときはせんどしゃべってたのにみたいな感じで、やっぱり他者と比べる場合があるんですけど、そういう方のほうがやはり我々に対して、おまえのこの病院の医者はどないなとんや、偉そうにしやがって、偉そうばかり言いやがって、あんなもん、やぶ医者ちゃうんか

いうて言われるんで、いやいや、やぶ医者というのは、養父郡の腕のええ医者が江戸へ行って、あまりにも腕がええんで、いいのでやね、ほかの医者がそういう吹聴したという伝統ある養父市の医者ですからね、やぶという言葉はまだええかも分かりませんが。そういう意味ではやっぱりコミュニケーションが大切ですね。だから、事務長もおっしゃった、看護師さんにちょっとそのフォローをしていただける。しゃべったら、つっけんどんに言われたとか、そういうのも結構あるんですわ。いやいや、忙しかったんやと思いますとか、いろいろフォローしますけど、フォローし切れんところもありますんでね。いろいろな人に聞くと、そうそう、あの人はこんなや、あの人はこんなやいうて、ちょっと投票したら数が増えるような看護師さんもおってですからね、中には。一生懸命やっていたいてるんですけど。

赤字で困っているんですけども、話はころっと替わりますけれども、南海トラフ、2040年までには九十何%、98%やったかな、起こる可能性があるとか、起こるであろうと。そういますと、海の近くにある大きな病院とか、そういうところは壊滅的になる可能性があるんで、うちらも相当やられると思うんですけども、全壊するまではいかへんと思うんです、建物自体も新しく建てたところですから。ですから、それまでに必ずお医者様も看護師さんも接遇マナーをきっちり学んでいただいて、備えていただけないかなと思うんですけど、ここで、担当は違いますけど、井上課長、どない思ってますか。

○議長（澤田 俊一君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。ただいま廣納議員からございました。当院は、昭和21年の10月に県立の粟賀診療所として開設して、今年で80年を迎える病院でございます。昭和28年には一般病床が15床でスタートしましたけれども、現在は140床というところで、この80年間、先人たちの努力によって、これだけの病院になったものと考えております。先ほど議員からもありましたけれども、ドクターの接遇だけではなくて、やはり看護師も含めて接遇の向上というのが、もうこれは本当に必要なことと私も思っております。診察の予約時間を予約をされるんですけども、やはり診察が少しずつ遅れていくので、30分とか1時間とか待たれる方もいっぱいいらっしゃると思うんですね。そのときに、看護師が少し診察が遅れてますという一声だけかければ、お待ちいただいている患者さんにとっても、もう少し待てばというところが伝わると思うんですけども、その部分も実はまだできてないところもあるというふうに聞いておりますので、ドクターだけではなくて、受付の職員も含めて、全職員が接遇を向上させるということは本当に必要なことだと考えておりますので、令和8年度も引き続いて研修も重ねてまいりたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（澤田 俊一君） 4番、廣納議員。

○議員（4番 廣納 良幸君） 南海トラフで漁夫の利を得たような話をいたしました。必要なことは、大変な大惨事ですから、生き残ったところが助けるというのは当然で、や

はりそういう意味では、神河町は、どちらからしても兵庫県を中心ですから、いい位置ではないかと、どういう表現をしてええんか分かりませんが、昔は、城崎で大きな地震があったらしいですね。それで、神戸、淡路大震災、そのほかは、内陸ではそんなに起きてないはずなんです。ですから、あと10年そこらで、ちょっと接遇を直していただいて、いつからでもどんな病気やけがでも診れるように、町長していただきたいんですが、お考えがあればお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 公立神崎総合病院の運営に関して、今現在、改善計画と併せて、アクションプランも含めて、検証もしながら、健全経営に向けて、各種対策本部を立ち上げて、また、外部評価委員会も開催をしながら評価をいただき、それに基づいた改善を行ってきているところでございますけども、なかなか言うは簡単ですが、思うように前に進まないというのが実情でございます。しかしながら、将来、必ず起こるであろう南海トラフ地震も含めて、そうなったときに、公立神崎総合病院の果たす役割というのは非常に大きくなっていく。そういうことも含めて、やっぱり今しっかりと立て直しを図っていかねばいけないというふうに思っているところでございます。先日も、新年度予算策定に当たっての、本日、今回の本会議の中でも、また提案もさせていただくことにはなりますけども、医師だけではなくて、職員全体の意識改革という部分も含めて、先日も、特に医局会のほうに出ささせていただきました。初めて出席をさせていただきましたところでございます。私と副町長そろって出席をさせていただいて、今の病院の経営状況、非常に厳しいと。これまでにない厳しい運営状況になっていると。ここには、いろいろな要素が含まれているわけですが、特に人件費、物価高騰については、そこは国からも一定の支援があるわけございまして、それを差し引きしても、令和8年度については、5億円の赤字予算というふうな状況になっていると。ここを克服しなければ、明日の公立神崎総合病院はないということも強く伝えさせていただいたところでございまして、しかし、常勤医師が今21人でしたか、いうふうな中で、昼間の会議でございますから、全員がそろうことはないにしても、しかしながら、出席している人数がどれだけなんだという、半分以下というような状況にあるわけございまして、そういったことが常識化している医局会であれば、そこはもう根本的に変えていかねばいけないと。役場本庁のほうで管理職会を月1やりますけども、まず、99%、100%の管理職会議をやっているわけございまして、そういったことを当たり前であるということを、やっぱりそのことを意識づけをしていく、このことからでしか病院改革は、私、できないというふうに捉えているところでございます。地域に根差した病院経営という部分で、これからも行政と、そして、病院現場、しっかりと連携していきながら、令和8年度、改めて、気持ち新たに前に進んでいきたい、このように思っているところでございます。

○議長（澤田 俊一君） 4番、廣納議員。

○議員（４番 廣納 良幸君） 力強い、町長からのお言葉がありました。そこにおられる幹部職員は全てそうでしょうし、また、職員一同もそれで動いていただいていますから、同じく病院も、看護師さんもお医者さんもそれに倣って、少し考えを直していただきたい。国家試験通って、偉そうに、言えへんねんけど、お医者さんに対しては。医師免許は剥奪できると言いよったんかな、それはできひん言いよったんかな、その赤穂ね、赤穂のお医者さんね。そういう意味では、守られてるんですけども。今、町長からいただきました強い決心を、皆さんも、町民の皆様方もお聞きやと思いますんで、全ての町民の皆様方が味方やと思うておりますんで、町長、これからも頑張ってください。お願いします。

続きまして、２番のその他の予算についてお願いをいたします。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。それでは、廣納議員の質問にお答えさせていただきます。

令和８年度の一般会計予算は、対前年度比９億６,９００万、率にして９.６％増の１１億円の超大型予算となっております。予算の編成に当たりましては、１、安全・安心のまちづくり、２、住んでよかったと思えるまちづくり、３、未来に希望が持てるまちづくりを柱とした町政運営基本方針に基づき、若者が誇りを持ち、子供たちが笑顔で育ち、高齢者が安心して暮らし続けることのできるまちを目指した、バランスに配慮した予算を編成いたしました。

新規の事業では、子ども・子育て関係では、乳児等通園制度、いわゆるこども誰でも通園制度が始まります。全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、支援を強化することを目的としています。保育所、幼稚園、児童センターでの受入れ体制の整備及び支援に係る必要な予算を計上しております。

教育環境の充実では、学校給食の無償化に取り組みます。財源は、小学校は国が進める給食費負担軽減交付金、中学校、幼稚園は物価高騰による経済対策としての重点支援交付金を活用いたします。また、保育所等につきましても重点支援交付金を活用して、同様に無償化支援をいたします。

福祉・医療などの充実では、妊活カップル応援事業を予算化しました。この事業は、不妊治療を後押しし応援するもので、治療費や検査費に助成するものです。また、任意予防接種においては、高齢者と１歳未満児の乳児に対しまして、RSウイルスワクチン等の接種費を助成いたします。公立神崎総合病院の経営支援といたしましては、若手の医師確保のため、医師Ｕターン促進事業を予算化しております。

その他、前川農林政策課長が企画し試作した、神河町で生まれた子供たちに贈呈する町産木材を活用した多機能ベビーベッドの製作経費を予算化しております。

次に、町政運営の基本方針に基づく各種施策ですが、まず、安全・安心のまちづくりでは、引き続き、豪雨災害対策など、自然災害の激甚化、頻発化に対応するため、防災

トイレカー、給水タンクの整備を図るとともに、防災備蓄品の充実促進など、避難所環境の整備に予算を計上しております。広域で取り組む大型プロジェクトでは、中播消防署本署、出張所の移転建て替えを引き続き推進するための経費を予算化しております。出張所、神河町については、令和8年3月2日から供用を開始し、また、令和8年度は、本署、福崎町の建設が本格化していきます。次期ごみ処理施設の整備については、令和10年度の供用開始に向け取り組んでまいります。

次に、住んでよかったと思えるまちづくりです。情報通信では、インターネットの10ギガ対応に向けて、設備環境を整備するための予算を計上しております。また、起業・創業支援、地域活性化起業人制度を通じた企業誘致と雇用創出、出会い、結婚、出産、育児、子育て支援などの取組を総合的に進めるための予算を計上しております。

未来に希望が持てるまちづくりです。商工業の振興、観光業の振興では、町内経済循環の拡大、関係人口の創出・可視化を図ってまいります。特に関係人口の可視化では、国が創設を進めるふるさと住民登録制度への参加を検討していきます。また、重点施策である農業の再生、林業の再生では、地域資源の有効活用の観点から引き続き取組を強化してまいります。

以上、これまで進めてきました施策を継続しながら、限りある財源を有効に活用し、知恵と工夫を凝らした今後の神河町にとって大切な予算となっております。

最後に、町財政についてですが、人口減少と少子高齢化、社会保障費の増大、普通交付税など、国の制度に依存した財政構造、そして、公共施設やインフラの一斉更新、病院、上下水道の経営の深刻化などが要因し、財政運営を大きく圧迫しております。改めて、全ての事業への対応から、事業の優先化、廃止、見直しの選択と集中に誠実に取り組んでまいります。

以上、廣納議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 4番、廣納議員。

○議員（4番 廣納 良幸君） 病院以外の予算を今お聞きしたんですが、このとおり何とかうまく配分して結果が出るように、山名町長を先頭に、厳しい命令下、達成していただきたい、そのように思います。みんな期待してますからね。これは見ときます。

それと、また、私ごとですが、この今日の一般質問を最後に議員を引退します。多くの皆様方に助けていただきながら、その前にいらっしゃるメンバーは、それこそ、たくさん替わられ、町長も違いましたし、前回は副町長がおられるところには、私の野球部の先輩、副町長がおられましたので、あまり偉そうには言えませんでしたけど。議会では偉そうに言うとして、懇親会では、おい良幸、いつもそう呼んでいただいて、頑張ってくれよ、頑張ってくれよ。はいしか言いようがないんで、ここまで来ましたけど、それは皆さんのほうが、そういう意味では付き合いがないですけども、それこそ、10年間のうちに半分ほどおらへんかったときもありますんで、ほんまに申し訳なかったと思います。皆さんも体には十分気をつけられて、山名町長を先頭に、この神河町をもっ

とすばらしいまちにしてください。本当に長い間、ありがとうございました。これで終わります。

○議長（澤田 俊一君） 以上で廣納良幸議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を13時10分とします。

午後2時48分休憩

午後3時10分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

○議長（澤田 俊一君） 本日昼の休憩中に町長より報告第1号及び第39号議案から第42号議案の計5件が提出されました。

先ほどの休憩中に議会運営委員会を開催し、議案の審議方法等について協議いたしましたので、委員長からその結果について報告を求めます。

安部重助議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） 議会運営委員長の安部です。それでは、先ほどの休憩中に議会運営委員会を開催し、本日昼の休憩中に町長から提出されました報告第1号、第39号議案から第42号議案について、審議方法及び議事日程について協議を行いましたので、その内容を報告いたします。

議案の審議方法については、本日、全ての議案について提案説明を受け、報告第1号は、質疑の後、了承を、第39号議案から第41号議案は、定例会最終日に質疑を行い、討論、表決を、第42号議案は、質疑の後、討論、表決をお願いすることとしています。

議事日程につきましては、お手元に配付しました議事日程（第4号の追加1）とし、提出のあった報告第1号、第39号議案から第42号議案を追加日程第1から追加日程第4として加え、直ちに審議いただくこととしております。

以上のように議事日程等について決定し、議長にお願いしております。議員各位及び説明員の方々の御理解、御協力をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（澤田 俊一君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。ただいま安部重助議会運営委員長から報告のあったとおり、報告第1号及び第39号議案から第42号議案を追加日程第1から第4として直ちに日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、報告第1号及び第39号議案から第42号議案は、追加日程第1から第4として直ちに日程に追加し、議題とすることに決定しました。

それでは、議案の審議に入ります。

追加日程第1 報告第1号

○議長（澤田 俊一君） 追加日程第1、報告第1号、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）を議題とします。

事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

.....

報告第1号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）

.....

○議長（澤田 俊一君） 上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第1号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）でございます。

町長の専決処分事項の指定についての規定に基づき、令和7年10月27日に発生した公用車事故の対物事故分について、2月19日に示談が成立しましたものを同日付で専決処分させていただいたものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。それでは、詳細説明を申し上げます。

この報告は、公用車の交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解に係る専決処分でございます。

専決処分書の2ページを御覧ください。この事故は、令和7年10月27日月曜日、午後4時20分頃、福崎町西田原地内で発生した事故で、ケアステーションかんざき利用児童の送迎運転員が運転する公用車が、児童を自宅に送り届けようと福崎町町道から左折し、アパート敷地内へ進入したところ、大回りをしてしまい、相手方所有のブロック壁に公用車の右側前輪が乗り上げたため、下りようとした際にブロック壁にバンパーがぶつかり、一部を損傷したものでございます。

事故の責任割合は、こちらが100、相手方ゼロということで、示談が成立しましたので、相手方の損害額9万4,600円相当を当方が賠償することで示談が成立したものと

で、2月19日付で専決処分をさせていただき、3月10日に支払いを完了させていただきました。

この事故内容につきましては、10月に発生したこと、賠償責任があるにもかかわらず、これまで常任委員会を含め議会へ報告がなかったことにつきましては、深くおわびを申し上げます。

以上が報告理由並びに内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

報告第1号は以上のとおりでございます。御了承願います。

追加日程第2 第39号議案

○議長（澤田 俊一君） 追加日程第2、第39号議案、神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

.....
第39号議案 神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
.....

○議長（澤田 俊一君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第39号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、医師の宿日直時間帯におけるオンコール医師、いわゆる待機医師に対する待機手当の新設でございます。病院では、365日の当直業務について医師1名で対応していますが、救急医療体制を提供する上で、異なる診療科の医師からの相談や遠隔画像診断の対応のため、医師の待機体制を構築しています。現在、当直や日直医師には日当直手当を、呼び出し時には呼出し手当を支給している一方で、オンコール待機に対して手当は支給しておらず、オンコールの特殊性、いわゆる待機時においても相当の負担感や緊張感、そして、疲労感などがあるわけございまして、それらを評価できていない状況にあります。県立病院では、令和4年度に待機手当が創設され、県内各病院も、金額に差異はあるものの、多くの病院で手当を支給している状況であることから、

このたび、オンコール、待機手当を創設するものでございます。

なお、待機手当に係る財源につきましては、医師、研究手当を一部減額して充てることといたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、病院総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。本議案の詳細について御説明を申し上げます。

病院では、毎日1名の医師が当直業務に当たっていますが、例えば内科医師が当直の場合に、骨折や外科系の疾患等により患者さんが来院されたとき、整形外科医師や外科医師などに相談対応できるように、整形外科及び外科の当番医師が自宅等で待機し、相談や遠隔画像診断などに対応できる体制を構築しています。当院には18名の常勤医師が在籍していますが、日当直やオンコール、待機は、内科、外科、整形外科、麻酔科医師に限られ、医師間の職務負担に大きな差が生じている状況もありますが、今日まで待機対応に見合う手当の支給はありませんでした。オンコール、待機医師への手当支給がないことで、当直等の医師がオンコール医師に相談しにくい状況であることが否定できず、オンコール体制が機能していない場合も散見されるところです。

先ほど町長からも御説明しましたが、県立病院をはじめ、県内各病院も、金額に差異はあるものの、多くの病院で手当を支給している状況であることも踏まえ、オンコール待機の負担感や緊張感、疲労感などを評価するとともに、オンコール体制が有効に機能するよう、オンコール（待機）手当を創設するものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明しますので、2ページの新旧対照表を御覧ください。

現在、かんざき訪問看護ステーションの看護師が、夜間に直通電話を持ち、夜間業務対応をしていることに対する手当として、1回2,000円を支給する規定がありますので、こちらの規定を準用することとし、「かんざき訪問看護ステーション」の前に「公立神崎総合病院及び」を挿入し、手当支給できるよう改めるものでございます。

手当額につきましては、国立病院機構であったり、神戸市民病院機構や加東市民病院などと同額としています。ちなみに、県立病院の場合は1回3,600円ですが、オンコール対応の頻度なども考慮し、1回2,000円とさせていただきます。この手当の創設で、一晩で2人から3名の医師がオンコール（待機）手当支給の対象になり、年間約200万円の経費が増えることとなります。現在、当院の経営状況は大変悪い状況でありまして、新規の手当創設による経費増が適切でないと考えことから、医師に対して一律支給している研究手当を一部減額し、その財源に充てることとしております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、最終日に行いますので、御了承願います。

追加日程第3 第40号議案及び第41号議案

○議長（澤田 俊一君） 追加日程第3、第40号議案、神河町公の施設（峰山高原スキー場）の指定管理者指定の件、第41号議案、神河町公の施設（峰山高原ホテルリラクシア）の指定管理者指定の件の2議案を一括議題とします。

事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

.....
第40号議案 神河町公の施設（峰山高原スキー場）の指定管理者指定の件

第41号議案 神河町公の施設（峰山高原ホテルリラクシア）の指定管理者指定の件
.....

○議長（澤田 俊一君） 上程2議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第40号議案、第41号議案につきましては、関連がございますので、一括で提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

第40号議案は、神河町公の施設（峰山高原スキー場）の指定管理者指定の件で、第41号議案は、神河町公の施設（峰山高原ホテルリラクシア）の指定管理者指定の件でございます。

峰山高原スキー場の指定管理者について、指定管理者を株式会社MEリゾート播磨とし、峰山高原ホテルリラクシアの指定管理者について、指定管理者を同じく株式会社MEリゾート播磨とし、いずれも指定の期間を令和9年4月1日から令和19年3月31日の10年間とすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

高橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。それでは、第40号議案、第41号議案について、詳細説明をさせていただきます。

第40号議案の峰山高原スキー場及び第41号議案の峰山高原ホテルリラクシアの指定管理者につきましては、いずれも指定管理期間が令和9年3月31日をもって満了することから、令和9年4月1日からの指定管理者に株式会社MEリゾート播磨を指定し、

その指定期間を令和9年4月1日から令和19年3月31日までの10年間とするもの
でございます。

峰山高原スキー場及び峰山高原ホテルリラクシアにつきましては、現指定管理者が営
業のために追加で設置及び配備している設備、備品等、スキー場のコース整備、センタ
ーハウス設備等、施設規模も大きく、相当の準備期間が必要であることが推測されたた
め、1年前倒しで指定管理者の候補者の選定を行うことが適切との判断の下、このたび
の選定を行ったものでございます。

選定につきましては、神河町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例
第5条第2項、公募によらない指定管理者の候補者の選定等及び神河町観光施設におけ
る公募によらない指定管理者の候補者を選定する場合の判定基準に基づき、次のとおり
実施いたしました。

経過としましては、まず、令和8年3月2日月曜日、神河町入札参加審査委員会にお
いて、現指定管理者、株式会社MEリゾート播磨が、基本要件の該非について、随意指
定を行うことができる基本的要件4項目について審査した結果、1項目め、実績の継続
性、当該施設の設置目的を継続的かつ安定的に達成している。2項目め、代替困難性、
現指定管理者が自主財源により投資し、所有する既存設備、器材等を短期間で代替、整
備することが困難である。3項目め、客観的評価、過去の運営実績が客観的な指標、収
支状況、入り込み数により確認可能である。4項目め、地域経済への影響、管理者の交
代が地域経済や雇用維持、地元雇用状況に支障を来すおそれが認められるの理由により、
全会一致で該当するとの結論に至りました。

事前審査の結果、株式会社MEリゾート播磨は、公募によらない指定管理者の候補者
を選定する場合の判定基準の随意指定を行うことができる基本的要件を満たしていると
判断しました。

次に、減点項目の評価について、町としての基本姿勢、管理運営上の課題に基づき精
査した結果、減点審査表の5、再発防止対策の不十分さでは、令和7年2月17日発生
の交通事故の再発防止策において、チェーン購入等の対策が遅れたことにより、1点減
点。6項目めの事故対応の不十分さでは、同じく令和7年2月17日の交通事故におい
て、積雪・路面凍結時の安全な速度管理ができるギア操作ができていなかったことによ
り、貸与中のマイクロバスがスリップし、電柱に衝突、乗員2名が負傷し、車両と電柱
を大破させた。また、事故車両を継続して運行させたため、安全運転管理の不徹底及び
重大な過失が認められ、5点減点と判断し、減点項目6項目、減点合計30点中、減点
6点と判断し、本審査得点から6点を減点することが確認されました。

本審査は、令和8年3月6日金曜日、外部招聘した委員中心の神河町観光施設管理者
選定委員会において、神河町観光施設における公募によらない指定管理者の候補者を選
定する場合の判定基準について説明を行い、随意指定を行うことができる基本的要件4
項目への該当状況及び減点審査項目と、その減点点数をお示しし、全委員に御承認を得

た上で、ヒアリングを実施しました。委員10名の採点結果のうち、客観性と公平性を担保するため、各項目ごとに委員の皆様から付された点数のうち、最高点と最低点をそれぞれ1名分ずつ除いた、残りの委員による平均点をもって得点とし、得点は93.3点、ここから入札審査会で事前に審査した減点6点を減じた87.3点を最終得点としました。神河町観光施設における公募によらない指定管理者の候補者を選定する場合の判定基準、総合判定の得点、随意指定可の75点以上であり、実績、財務状況ともに評価を得た株式会社MEリゾート播磨を、スキー場及びホテルリラクシアの管理者の候補者に選定いたしました。

参考としまして、基本協定書（案）及び年度協定書（案）を添付しています。峰山高原スキー場については、2ページから13ページ、指定管理者基本協定（案）、14ページから17ページ、指定管理者年度協定（案）。次に、峰山高原ホテルリラクシアにつきましては、19ページから30ページを指定管理者基本協定（案）、31ページから34ページにかけまして、指定管理者年度協定（案）を参考としてつけさせていただきます。

以上が詳細説明となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、最終日に行いますので、御了承願います。

追加日程第4 第42号議案

○議長（澤田 俊一君） 追加日程第4、第42号議案、令和7年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

.....
第42号議案 令和7年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第5号）
.....

○議長（澤田 俊一君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第42号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第5号）でございまして、補正予算（第4号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正要因としましては、令和7年10月27日、療育事業において、児童送迎中にブロック塀を一部損傷する対物事故を起こし、令和8年2月19日に示談が成立した賠償事故に伴う補正をするもので、歳入においては、町有自動車事故に伴う損害保険金を受

け入れするため9万5,000円を増額、歳出については、事故に伴う賠償金9万5,000円の増額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,006万5,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第42号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第42号議案は、原案のとおり可決しました。

○議長（澤田 俊一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。明日から3月23日まで休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、明日から3月23日まで休会と決定しました。

次の本会議は、3月24日午前9時再開とします。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後3時40分散会
